令和７年 12 月第５回

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

会　　議　　録

令和７年１２月第５回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会会議録

○議事日程

令和７年１２月２５日（木曜日）　午後３時００分　開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸報告

日程第４　議案一括上程（議第 24 号～議第 25 号）

日程第５　提案理由及び議案説明

日程第６　一般質問

日程第７　議案審議（質疑・討論・採決）

○会議に付した事件

議第２４号　令和７年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算（第３号）について

議第２５号　令和６年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計歳入歳出決算の認定についてについて

○出席議員（１２名）

１番	水脇純一	２番	吉田泰秀
３番	川谷光紹	４番	多田羅純一
５番	辛島光司	６番	永松　郁
７番	河野徳久	８番	安東正洋
９番	菅　健雄	１０番	宮園正敏
１１番	森　正二	１２番	丸小野宣康

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	佐々木敏夫	副管理者	後藤竜也
副管理者	松井督治	会計管理者	奥野博文
監査委員	佐藤博美	事務局長	加来　守

○事務局出席職員職氏名

課長　萱島洋人　　係長　竹本正史　　書記　木村幸二

○会議の経過

午後３時００分　開会

安東議長	皆さん、こんにちは。 ただいま、出席議員は12名で、地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより、本日をもって召集されました令和7年12月第5回宇佐高田国東広域事務組合議会定例会を開会いたします。議事日程は、お手元に印刷配付の通りでありますので、朗読を省略いたします。地方自治法第121条の規定により、管理者他関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第2条の規定により、準用する宇佐市議会会議規則第88条の規定により、議長において12番丸小野宣康君。１番水脇純一君を指名いたします。日程第2会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時議会の会期は本日１日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定いたしました。日程第3、諸般の報告を求めます。
加来局長	はい、議長。
安東議長	事務局長、加来守君。

加来局長　事務局長の加来でございます。諸般の報告についてご報告申し上げます。報告につきましては、配付資料の通りでございます。ご了承願います。以上です。

安東議長　日程第４　議第24号から議第25号を一括上程し、議題といたします。日程第５　提案理由並びに議案等の内容について説明を求めます。

佐々木管理者　はい。

安東議長　はい。管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　皆さん、こんにちは。管理者の佐々木でございます。議第２４号から議第２５号までの提案理由について、ご説明いたします。議第２４号は、「令和７年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算（第３号）について」でございますが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 145 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億3,406万7千円とするものでございます。

歳入補正につきましては、分担金及び負担金が１億 9,788 万円の増額、国庫支出金が２億 885 万３千円の減額、繰越金が 952 万3千円の増額となっています。歳出補正につきましては、衛生費が145 万円の減額となっています。補正の主な内容といたしましては、3款衛生費、1項清掃費、2目ごみ処理場費については、10節需用費のうち、消耗品費１千 640 万円減額、光熱水費を 940 万円増額するものです。消耗品費については、薬品の購入を運転管理費に含めるため減額するものです。光熱水費については、電気料の不足が見込まれるため増額するものです。3目　中継施設費について

は、10節需用費のうち、消耗品費を120万円増額、燃料費を275万円増額、光熱水費を160万円増額するものです。消耗品費については、運搬車両のスタッドレスタイヤを2台分12本購入するために増額するものです。燃料費については、運搬車両の給油に係る経費に不足が見込まれるため増額するものです。光熱水費については、電気料の不足が見込まれるため増額するものです。また、歳入については、国庫支出金が、今年度の国の交付金額の内示により2億885万3千円の減額となったこと、令和6年度の決算額確定による繰越金が952万3千円の増額となったことによるものです。以上の補正に伴い各構成市の負担金を増額補正するものでございます。議第25号は「令和6年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計歳入歳出決算の認定について」です。これは地方自治法第233条第3項の規定により、前年度の組合会計の決算について議会の認定に付するもので、歳入の決算総額は、78億1,512万6,101円、歳出の決算総額は、75億4,097万3,213円となっています。なお、広域ごみ処理施設整備事業の継続費におきまして、令和6年度分の年割額のうち2億6,218万8,000円を継続費逓次繰越として繰り越しました。また、繰越明許費として244万円を繰り越しましたので、実質収支額は、952万4,888円となっています。歳入の主なものは、各構成市の負担金と国庫支出金などで、そのうち負担金が53億6,498万円で歳入総額の68.6%、国庫支出金が24億1,683万1千円で歳入総額の30.9%を占めています。歳出の主なものは、派遣職員6名の人件費負担金、施設整備に係る委託料及び工事請負費などで、総務費の派遣職員の負担金が6,157万5,260円で歳出総額の0.8%、衛生費の施設整備に係る委託料が6,911万6,950円で歳出総額の0.9%、工事請負費が73億6,688万100円で歳出総額の97.7%を占めています。　以上ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

安東議長　以上で、提案理由並びに議案等の内容についての説明は終わり

ました。続いて、監査委員に監査の結果について報告を求めます。

佐藤監査委員　はい。

安東議長　佐藤博美君。

佐藤監査委員　皆さん、こんにちは。代表監査委員の佐藤でございます。令和6年度宇佐高田国東広域事務組合会計歳入歳出決算審査の結果についてご報告いたします。去る7月23日に管理者から、令和6年度宇佐高田国東広域事務組合会計の決算審査の依頼があり、9月3日に宇佐市役所2階25会議室において、事務局職員に説明を求めました。議会選出監査委員の丸小野宣康氏とともに、歳入歳出決算書の確認、関係諸帳簿とのこととの、照合等の審査を実施いたしました。その結果、歳入歳出決算書及びその他の関係諸帳簿は関係書類と符合しており、適正に事務処理されていると認めました。審査の内容につきまして、お手元に配付しています審査意見書に述べていますが、その概要についてご説明いたします。決算の歳入総額は、78億1512万6101円。歳出総額は75億4097万3213円で、歳入総額から歳出総額を引いた差引額は、2億7415万2888円となっています。なお、実質収支額は繰り越すべき財源の継続費逓次繰越額2億6218万8000円と繰越明許費繰越額244万円を差し引いた952万4888円となっています。事業の概要は、広域ごみ処理施設の建設については、令和4年度中に施設整備に係るすべての建築工事。プラント工事。焼却棟建設工事。リサイクル棟建設工事。管理棟他付属棟建設工事。電気設備工事。機械設備工事の施工業者が決定し、外構工事についても、令和6年6月3日に本契約を締結しております。また、国東市に整備している国東サテライトセンターについても、令和5年度中に施設の設計、プラント工事と、建屋建設工事の施工業者が決定しております。広域ごみ処理施設整備事業については、5月にごみ処理施設で使用する重機類の入札を行

い、6年度中に納入しています。令和6年12月にプラント工事設計施工業者の業務遅延により、供用開始時期が令和7年7月から令和7年12月に延期となり、この影響で一部工事については履行期間の延長が行われています。今後は、着実な事業の推進に一層努めていただくとともに令和7年12月の供用開始後、施設が問題なく稼動できるように施設の運営についても、早急に決定されることを強く要望します。以上で、決算審査の結果についての報告を終わります。

安東議長　日程第6、これより一般質問を議題とします。お手元に配付しております一般質問予告表の順序により質問を許可します。最初に3番、川谷光紹君。

川谷議員　皆さん、改めましてこんにちは。3番、川谷光紹でございます。まず、質問に入る前にですね。今までこの運営開始に向けて、ご尽力くださった企業の皆様方、事業者の皆様方、そして何よりも建設にご同意をいただいた和間地区、特に西大堀地区の皆様方に市民の1人として、感謝を心から申し上げたいと思います。大変ありがとうございます。それでは、事前通告に従いまして質問を行っていきます。1項目め、宇佐高田広域事務組合クリーンセンターの建設費についての1点目。物価スライド分以上に高額なものになった。高額になった要因は設計変更によるものと、工期の延長に伴うものの2つと推測するが、当初の計画に対して建設費が高額になったことに対する管理者の見解を伺う。2点目。焼却等建設工事について、建築確認機関に設計書を提出した日はいつか。また、建築確認機関から当初の設計書では、強度不足であることを指摘されたのはいつか。3点目、再設計により建築確認機関から焼却棟の建築確認済証を受け取ったのはいつか。4点目、焼却棟の建設資材の量が変更になったが、誰が建築資材の積算を行ったのか。また積算が完成した日はいつか。5点目、焼却棟建設工事の本契約を令和5年1月6日に行っているが、コンクリートが823m3ほど、鉄筋が

200t、鉄骨が200tなどの大幅な建築資材の増加を広域事務組合が正式に把握したのはいつか。6点目、広域事務組合議会の勉強会において、設計変更に伴う変更に要した経費並びに人件費等の実損分について、弁護士に相談し、内海と協議をし、損害賠償分について厳正に事務を進めていくと発言があったが、現在の状況について伺う。7点目、電線が入手できないため、工期を延長することになったとの説明を広域事務組合議会勉強会で受けた。電線の発注はいつ行い、納入はいつだったのか伺う。8点目、工期が遅れる要因となった電線を施工した業者とは、いつ契約をしたのか伺う。9点目、広域事務組合が電線が入手できないことにより、工期が遅れることを正式に把握したのはいつか。10点目、工期が遅れることによって、人件費や什器のリース料などが当初と比較して増額になったことが推測されるが、どの程度の増額になったのか。11点目、工期の遅れによって、広域事務組合が受ける賠償額について伺う。2項目め。宇佐高田国東広域事務組合クリーンセンターの引渡について。1点目、11月28日に設計プラント工事完成の通知があり、12月5日に完成検査があったと事務報告を受けた。検査にあたりプラント工事に問題はなく、すべてが設計図書の通り完成していたか伺う。2点目、クリーンセンターの引渡時において、環境についての自主基準値を達成しているのか伺う。また、今後心配される点があれば伺う。以上、1回目の質問を終わります。明瞭簡潔な答弁をお願いいたします。

安東議長　川谷光紹君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

佐々木管理者　はい。

安東議長　はい。管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　川谷議員の一般質問にお答えします。1項目めの宇佐高田国東広

域事務組合クリーンセンターの建設についての１点目。当初の計画に対し、建設費が高額になったことに対する管理者の見解についてですが、議員からご指摘がありますように設計プラント工事を除くクリーンセンターの工事については、物価スライドによる変更契約額の増加に加え、設計変更による変更契約額の増加が見られます。特に焼却棟建設工事においては、設計変更に起因するものが大きいと思っております。これにつきましては、議会勉強会において説明を申し上げ令和７年６月第３回臨時会で、変更契約の議決をいただいている内容でございますが、当初の竣工予定の令和７年７月が迫る中で、建設工事の発注を急いだあまり指定確認検査機関である日本ＥＲＩ株式会社から指摘された内容を十分に設計に反映できなかったことが要因となっておりまして、組合として反省しなくてはならないと思っております。また、工期の延長に伴い高額となったという点についてでありますが、こちらについても延長となった工事は、プラント工事、外構工事の２事業が対象となりますが、延長に伴う増額変更は行っておりません。

事務局長　はい。議長。

安東議長　はい。事務局長、加来守君。

事務局長　事務局長の加来でございます。3番、川谷議員の一般質問にお答えします。2点目。焼却棟建設工事について、建築確認機関に設計書を提出した日はいつか。また、建築確認機関から当初の設計書では強度不足であることを指摘されたのはいつか。についてですが、建築申請では、本申請書の受け付け前に事前申請を行い、審査機関から指摘を受け、修正を行いながら修正がなくなった時点で、本受け付けとして確認申請の提出となります。今回は、令和４年５月３日に指定確認検査機関に事前申請を行い、令和４年７月14日に同社より124項目の指摘を受け修正を行い、令和４年８月25日に本

申請の提出を行っています。検査機関から強度不足の指摘につきましては、先ほど申し上げた事前申請段階の令和4年7月14日になります。3点目。再設計により建築確認機関から焼却棟の建築確認済み証を受け取ったのはいつかについてですが、検査機関から令和4年10月25日付で確認済み書が交付されています。4点目。焼却棟の建築資材の量が変更になったが誰が建築資材の積算を行ったのか。また、積算が完成した日はいつかについてですが、積算については、内海・坪井・トクオ特定建設工事共同企業体の構成員である坪井建築設計事務所が行っています。積算については、令和5年2月20日に受理しています。5点目。焼却棟建設工事の本契約を令和5年1月6日に行っているが、コンクリートが823m3ほど、鉄筋が200ｔ、鉄骨が200ｔなどの大幅な建築資材の増加を広域事務組合が正式に把握したのはいつかについてですが、令和5年1月19日の関係事業者が一堂に会す全体定例会議の中で、報告を受けています。6点目。設計変更に伴う変更に要した経費及び人件費等の実損分についてですが、弁護士への相談では、実損害分として設計変更に伴い時間外勤務が生じたなど具体的な数字を示すことで損害賠償請求が可能であるが、勤務時間内で作業した分については、具体的な時間など数値を示すことができないため、請求は難しいとの見解でございました。設計変更に伴い、時間外勤務が生じた実績はなく、また別途関わった経費もないため、損害賠償請求は生じないと認識しております。7点目。電線の発注はいつ行い、納入はいつだったのかについてですが、電気工事を令和6年7月末から着手予定としていましたが、新規受注の一時停止などがあり各資材メーカーに在庫、納期の問い合わせを行い、確認がとれた資材から順次発注を行ったため、発注時期は統一されていません。発注、出荷された各ケーブルについては、高圧ケーブルが令和6年8月20日に発注し、令和6年9月25日に出荷。動力ケーブルについては、令和6年11月20日に発注し、令和6年12月3日に納入。制御ケーブルにつきましては、施工業者に材料込みで発注を行

い、令和７年２月28日に納入されています。８点目。工期が遅れる原因となった電線を施工した業者とはいつ契約をしたかについてですが、電気工事を行った業者と内海・坪井・トクオ特定建設工事共同企業体が電気工事に関わる契約を交わしたのは、令和５年の、10月26日になります。９点目。広域事務組合が電線が入手できないことにより工期が遅れることに事を正式に把握したのはいつかについてですが、令和６年11月19日付、工期延伸の依頼文書が内海・坪井・トクオ特定建設工事共同企業体から提出され、把握をしました。10点目。工期が遅れることによって人件費や重機のリース料などが当初と比較して増額になったことが推測されるがどの程度の増額になったのかについてですが、ごみ処理施設整備事業の設計プラント工事は性能発注方式を採用しています。工期の遅れは性能内容とは関係ないため、遅れによる変更契約は行っていませんので、増額にはなっておりません。11点目。工期の遅れによって広域事務組合が受け取る賠償額についてですが、現段階で確定している額については、令和７年６月14日から令和７年11月28日の履行期限までの168日間で、遅延損害金は総額4946万6100円となります。２項目め。宇佐高田、国東広域事務組合クリーンセンターの引渡についての１点目。検査にあたりプラント工事に問題はなく、すべてが設計図書の通り完成していたかについてですが、完了検査として大きく４つの項目で実施をしました。1つ目に性能検査ですが、予備性能試験、引渡性能試験と段階的に合格しており適正と判断しております。2つ目に書類検査として各図書の検査を行い、一部軽微な修正をお願いしましたが適正と判断しています。3つ目に目的物検査として、プラントの主要物について行い、こちらは段階的に確認を実施しており、適正と判断しています。しかし、4つ目のソフト面の検査において、自動燃焼制御システムＡＣＣの一部が完成しておらず、完成検査は不合格とし、修補の指示を出していました。修補に関わる再完成検査は12月22日に実施し、自動燃焼制御ＡＣＣ自体は完成し、稼働していました

が蒸気量制御による自動運転を行うと１日 96ｔを燃やせないことがわかったため、今回の検査結果については現在精査中です。2点目。クリーンセンターの引渡時において、環境についての自主基準値を達成しているのか伺う。または、今後心配される点があればについてですが、予備性能試験、引渡性能試験においてすべての自主環境基準値の値を下回っており達成しています。また心配される点についてですが、性能試験後も常時環境測定を行っており、自主基準値以下で運転を行えています。数値については、今後も注視していきます。以上で、答弁を終わります。

安東議長　以上で川谷議員の一般質問に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問あれば、これを許可します。

川谷議員　はい。議長。

安東議長　はい。川谷光紹君。

川谷議員　はい。まず今回の一般質問に当たりですね、ちょっと膨大な資料の提供を請求お願いいたしました。それに対して真摯に対応していただきまして、正確な資料をたくさんいただきましたことをまず感謝申し上げます。ありがとうございました。1項目めの1点目からについて順次再質問を行っていきたいと思います。宇佐高田国東広域議会では議会勉強会が本会議の前にありまして、その中で詳しい説明と、あと私たちが疑義に思うことについては詳しく説明を受けることで、非常に大切な時間になっているというふうに理解はしています。その一方でですね、やはり議案質疑がこの議場で行われないことによって、なかなか議事録、広域事務組合組合のホームページを見ただけでは、どういった経緯でそうなったのかっていうのがわかりにくいっていうマイナス面もあるのかなというふうには思っているところです。ですので、改めて私たちには

説明があったんですが、市民の皆さん方が 3 市のですね、市民の皆様方が広域事務組合のホームページで議事録を見たときに、わかりやすく経緯と結果についてわかるように契約変更、変更契約の内容についての説明をお願いいたします。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　再質問にお答えします。そうですね。議事録を読んでも全体の勉強会で議員さんたちにお話したことは、市民、一般の方には伝わってないと思います。よって簡単にちょっと説明したいんですが、管理者の、さっきの答弁内容にもありましたように、竣工予定の令和 7 年 7 月が迫る中で、建築工事の発注を急いであまり指定確認検査機関である日本ＥＲＩ。建築確認をするところなんですが、そこに設計を出したところ 124 項目のご指摘があったということでございます。最終的には金額は、当初の契約額、全体、大きく分けて工事が 7 つあるんですけれども、106 億 6450 万というのが当初の金額でありました。で、最終的な契約金額は 116 億 5100 万円ということで当初に比べて 9 億 8650 万ほど増額になっております。これは先ほど日本ＥＲＩのご指摘、構造計算上の問題とかそこで資材が増えたとか、先ほど一般質問の方で鉄筋の方とか、議員の方から増えた理由を言っていただきましたけれども、そういった増額変更があっての当初金額からの先ほどの増額になります。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　はい。川谷光紹君。

川谷議員　この件については、後の多田羅議員が詳しく質問したいという

ことでしたのでこの程度にとどめたいと思います。あとの10点目で出てくるところと重複はするんですが、工期延長に伴う増額変更はないということでした。しかし、人件費であったり、例えば事務所でのプレハブのリース代だったりとか、あと足場だったりリース、他の重機のリース資材などが増額にはなっているとは思うんですけれど、こういった期間が延びたことによる人件費やリース資材の高額、増加分というのはこれ事業者が負担したと思っていいんですか。

事務局長　はい。

安東議長　はい。事務局長、加来守君。

事務局長　議員おっしゃる通りで、事業者の負担になっております。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　はい。川谷光紹君。

川谷議員　やはり工事業者の皆様方には、やはりかかった経費を本来しっかりと提出していただいて、払っていただければよかったなと。私たちこう、議員としても、大変反省してるところです。やっぱそこまで、当時の議会の中では目が行き届かなかったなというところは反省しています。今後というか、もう工事終わったわけですけれど、やはり建築していただいた事業者の皆様方に対しては、今後もですね、しっかりと誠意を持って対応していただければと願うところです。それでは続いての質問になりますが、ちょっと長くなりますけれど、令和4年7月14日の段階で、124項目にわたって強度不足が指摘されたと先ほど回答がありました。修正を行いなが

ら、令和4年8月25日に本申請の提出を行い、令和4年10月25日付で建築確認済証が交付されたとのことでした。ということは、どう遅くとも令和4年10月25日には、当初の予定されていたコンクリートや鉄筋鉄骨の量が大幅に増加することがわかっていたと思います。広域事務組合が正式に把握をしたのは、本契約を結んだ令和5年1月6日より後の令和5年1月19日の全体定例会議と先ほど回答いただきました。資料請求で令和5年1月19日の全体定例会議の議事録をいただいたんですが、まず読んだ私の感想としては、広域事務組合の皆さん方がしっかりと予定通りに建設が進むように努力している姿。また、全国都市清掃会議が第三者機関としてだと思うんですけれど、的確に課題について指導されていました。ここが私としては一番大きいんですが、何よりも内海・坪井・トクオ特定建設工事共同企業体への不信感が大変募ったような議事録になっていました。その不信感が募った原因については3点ありますので、まず1点ずつお伺いしたいと思います。広域事務組合が、確認申請の件については、無事間に合ったという話ではなかったのかとの質問に対して、内海・坪井・トクオＪＶが焼却棟の一部が間に合わなかったということですと返答しています。建築確認済証が交付された後で変更になるようなことがあるのでしょうか。単純に重大な変更があることを、内海・坪井・トクオＪＶが広域事務組合に対して報告していなかっただけではないのかと推測するのですが、広域事務組合の見解をお伺いいたします。

事務局長　はい。

安東議長　はい。事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。組合としましては、令和4年の10月3日に確認をしたんですけれども、業者が集まる全体会議において確認をしました。ＪＶの方から設計、設計に変更はないということで、もし

ものときは、共同体、ＪＶの方が対応するということの報告を受けておりました。それで、うちの方としても変更はないということで把握をしていたということであります。以上です。

川谷議員　議長。

安東議長　はい。川谷光紹君。

川谷議員　ちょっとこれ、さっきの答弁の中でさらにこうわからなくなったんですけれど。10月3日の全体定例会議の中で、さっき問題ないんですかっていうふうに伺ったっていうことは、令和、7月14日、令和4年の7月14日にはもう強度不足が指摘されていて、さらにそれによって令和4年の8月25日に本申請を行っているっていうことは、その間に適合するように設計が見直されたっていうことだと思うんです。なので、この10月3日段階では、正直もう設計が変更になったものを提出していて、日本ＥＲＩにですね。建築確認機関に、もう設計図を提出済みのものを出してたんじゃないのかと思うんですけれど。それであれば、内海ＪＶは、この10月3日段階で、これだけの建築資材とか変更がありますよっていうのをこの定例会議に報告する義務があったんじゃないのかと思うんですが、そのあたりについての広域事務組合の判断をお願いします。

事務局長　はい。

安東議長　はい。事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。組合としましては、その辺の経緯につきましても全体会議で把握する必要はありますんで、その中の会議で押さえていく中で、変更はないということで、大きな変更はないというこ

とで、お聞きしています。はい。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　どうぞ。

川谷議員　そうなんですね。もうちょっと内海さん、ちょっと。どう、問題ないですかね。8月25日に本申請を行ってるっていうことは、大幅な変更申請。コンクリートが800m3以上、鉄筋鉄骨が200ｔ以上の増量になるような、言ったらこれ、約10億円ほど今度設計変更でお金がかかったと言いますけど。ちょっと今話題になってる平和ミュージアムの建設費用が10億ですよ。平和ミュージアムが1個できるぐらいの建物の変更があったにもかかわらず、ないって答えた内海さん。とかそのＪＶさんを、ちょっと自分は大丈夫なのかなと。それに対して何も問題はないんですか。定例会議の中でわかっていたことを、ちょっと、こんなことを質問する予定なかったんですけど。わかっていたことを、変更はありません。大きな変更ありませんって、その場で説明したことに対してＪＶさんの内海さんをはじめとするＪＶさんの責任はないのかどうか。ちょっとこの見解。ぜひちょっとなかなか、局長では判断しにくいと思うんで。もし管理者として、自分は正直、怒りを感じると思うんです。市民の皆さん方の代表である正副管理者の皆さんが、内海さんは増額になることがわかってて定例会議で隠してた。また後でも言いますけど、本契約が終わった後で正確な数量を出したっていうことは、本契約が終わった後でこれだけ増額になりますよってのわかったまんま、本契約をしたっていうことですよ。自分ね、佐々木市長のこと尊敬してるんです。いつも市民目線で市民のお金、財政について一番、自分厳しい方だと思ってます。そういった市長が、今回正管理者ですが、この内海さんが、この増額になったことをこの本契約があった時までこう知らせなかったことについて、

率直な気持ちをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

安東議長　しばらく休憩いたします。

休憩　午後３時４９分

再開　午後３時５４分

安東議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木管理者　はい。議長。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　はい。その当時、10 月の時点で日本ＥＲＩの図面提出が完了して修正の指示があって、また、その指示に基づいて、図面を起こすなり、そういう経過があったと聞いております。また、その間の議会があり、大きな変更はないという答弁もしたように聞いておりますが、そのあとに、正式に図面の拾い出し、材料の拾い出し等を行って、そういう金額が発生したと聞いております。そういう意味では、普通の状況のタイミングで行われなかったということが大きなミスに繋がったんじゃないかなと。前回の是永市長の時代で、そういう報告を私も疑念を抱いておったんで、お聞きした経緯があります。あと、局長がお話した通りであります。

川谷議員　はい。

安東議長　はい。川谷光紹君。

川谷議員　ちょっと質問の私のやり方が悪かったのか。もう一度簡潔にお伺いたします。10 月 3 日の全体定例会議の中では、大きな変更はありませんでした。ありませんっていうふうに言ってるわけです

よね、10月3日段階で。でも、実際には8月25日に本申請を行っているっていうことは、修正箇所がしっかりと修正されたからこそ本申請が受け取られているわけであって、8月25日段階では、正しい図面ができていたものと私は推測するんです。そのことに対して、やはり正管理者、副管理者、またそこに対して、広域事務組合に対して、しっかりとまずわかった段階で話をするべきだと思うんです。お伝えするべきだと私は思います。ただ、その後の10月3日の段階でも、まだ問題はありませんでしたよって全体定例会議の中で、軽微な変更はあるかもしれませんがっていうことで言ってるんですけれど。ここに対し、佐々木管理者として、正管理者として、今どう思いますかって言うことです。要は、業務を任せた建設っていうか、その設計を任せたところが、しっかりと報告してくれなかったことに対して、怒りは感じませんかっていうことです。そこはもうそういうもんだと思ってよろしいですか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　はい。管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　その当時は、執行部や事務局から正しいという、やむを得ないという報告で納得したもんで。今は、それ以外に何もありません。

川谷議員　はい。

安東議長　はい。川谷光紹君。

川谷議員　一緒にこの今回のクリーンセンターは3市で合同でみんなで力を合わせて作ったものです。ですので、ちょっと副管理者にもお伺いしたいと思います。こういったわかっている事実を隠したままというか、しっかりと、隠したままってという言い方。すいませ

ん。訂正します。訂正させてください。こういった大きな変更があった事実を、報告しないまま本契約をした相手方に対して、内海・坪井・トクオのＪＶに対して、副管理者のお二人はどのように思いますか。まず、見解を伺いたいと思います。

後藤副管理者　はい。

安東議長　副管理者、後藤竜也君。

後藤副管理者　川谷議員の再質問にお答えをいたします。今、そういった事例、事実を初めてお伺いしたところではありますが。仮に、その精査しなければわからないと思いますが、仮に、事実を隠したままであったということであれば、大変ゆゆしき事態であると思います。以上です。

松井副管理者　はい。

安東議長　はい。副管理者、松井督治君。

松井副管理者　はい。お答えいたします。今、議員のおっしゃった時系列の話につきまして、これ、また精査する必要があるかと思うんですけれども。事実であるとすればですね、大変遺憾なことであるというふうに思っております。以上でございます。

川谷議員　はい。

安東議長　はい。川谷光紹君。

川谷議員　私も議事録を請求して、議事録を読んで初めてわかったんです。この当時は、管理者も正管理者も副管理者もこの事実を知らない

だろうな。ましてや広域事務組合ですらこの事実を知らない中で、本契約を結んだんだろうなっていうのが、この議事録でわかったので、ぜひ精査を。終わったことではあるんですが、やはり今後のためにもですね、しっかりと精査をしていただけたらというふうに思います。次にですね。2点目なんですが、全国都市清掃会議が、想定外で見落とし、積算できなかったか、できなかったということかとの質問をしています。それに対して内海・坪井・トクオＪＶが、増えている部分に気づかなかったということになりますと返答しています。コンクリートで823m3、鉄筋が200ｔ、鉄骨が200ｔという量に気づかなかったということが一般的にありえるのか、広域事務組合の見解を伺いいたします。

事務局長　はい。

安東議長　はい。事務局長、加来守君

事務局長　はい。お答えします。一般的には、これだけの大きな変更等になっていますし、また当時、組合からですね。幾度となく確認を行っていますので、単純に見落としただけとは言えないと考えております。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　はい。川谷光紹君。

川谷議員　自分たちが設計したものに対して、これだけが変わってたら気づかないってのは、やっぱ有り得ないですよね。本当に1つのミュージアム作るぐらいの金額が抜けていたわけですから。それと同時にですね、3点目にはなるんですけれど。本契約後、内海・坪井・トクオＪＶが公告に出した図面はまだ修正できていないので、

建築事業者が持っている図面は古い図面になります。工事としては、修正した図面を提出すれば進んでいきます。図面にすべての変更が網羅されていませんでしたと言っています。その後、どのように建築事業者に伝え同意をいただいたのか、その際にどのような意見が建築事業者からあったのか伺います。

事務局長　はい。

安東議長　はい。事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。契約締結後にですね、定例会にて修正図面を示して、その変更数量等も併せて確認していただいて、その経緯も含めご理解いただいたと聞いております。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　あの、先ほど冒頭に挨拶の中で、やっぱり建設に関わった皆さん方へのお礼ってこう申し上げたんですけれど、やはり先ほどのプレハブだったりとか建築資材のリース代金も事業者の方々が負担してくれてるんですよ。やはり、本当に建築に携わってくださった事業者の方々、3市の事業者の方々が、私たちの市のためにっていう献身的なですね、思いでやってくださったことにやっぱり心から感謝を改めて申し上げたいというふうに思います。ちょっとここをやると時間が残り時間がなくなってしまうので、次に進みたいと思うんですけれど。内海・坪井・トクオＪＶから建設が遅れた原因として説明されました電線について伺います。高圧ケーブル、動力ケーブルについては比較的スムーズに入手できているのが、発注書、納入書のコピーをいただきましたのでわかりました。で、

ただ制御ケーブルについては発注書がなかったんですけれど、先ほど一般等、回答の中で施工業者に材料込みで発注を行ったということでした。内海・坪井・トクオＪＶが電気工事に係る契約をしたのは、令和５年10月26日と回答がありました。これは、理由として挙げた能登半島地震が発生する以前です。あともう１つ万博についても、理由にしていましたが、万博が決まったのはもうさらにそれより以前の話です。スムーズに発注をすることができたのではないかと考えていますが、電気工事が全体の工期を遅らせたわけですが、電気工事が遅くなった原因について改めて詳細な説明を求めます。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。組合としましては、詳細は把握できておりません。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　これ、令和５年10月26日に先ほど契約電気施工業者と契約しましたっていう説明がありました。もっと言うと、正しい設計図ができる前に、ていうか本契約前に、部材は発注してたんでしょ。コンクリートだったり鉄筋だったり鉄骨だったりを。ていうことは、電線ケーブルについても、比較的早い時期、令和５年10月26日に契約したんであったら、この当時私たち、私が運営してる子供園も園舎の建て替えをしましたので、もう気持ちはよくわかるんです。もうとにかく早く発注してくれと、もう毎月ごとに単価が変わ

っていくと。だからもうとにかく早く発注してくれっていうことで、令和5年10月26日に契約したんだったら、もっと早い時期にこれ発注してたんじゃないのか。少なくとも、施工できるように手配はしてたんじゃないのかと思うんですが、これについてはいかが判断しますか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。ちょっと、私もちょっと疑念のところもありますので、ちょっと調査をしてまた報告をしたいと思います。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　これこそですね、広域議会前の勉強会で、すべての議員さん方が質問をして、もう特に一番怒ったのは安東議長ですよね。当時ね。あの時、自分は議会ってこんなに厳しいものなんだっていうのをすごく感じました。やはり、それぐらい厳しい質問があったところなので、ぜひ工期が遅れた原因については、内海さんは賠償するとは言っているんですけれど。この点についてもですね。しっかりと、今後のためにも把握はされておくべきかなというふうに思います。ぜひ、私がここで言いたいのはもう終わったことじゃないか、もうできたことじゃないかって思うんですけれど。私たち議員、議会に対して、しっかりと正しい説明をしてくれたのかどうなのかっていうのが疑念に残ってるんです。なので、こういった議会に対してしっかりと説明をしないまま、私たちが、誤った情報。操

作された。そういう言い方すいません。操作されたということは、大変申しわけありません。これちょっと訂正しますけれど。内海さんが、都合がいいように説明を勉強会でしたんじゃないのかってていうふうに、私はどうしてもとってしまうんです。そこはやはり、間に合わなかったら間に合わなかった。できなかったらできなかったで、賠償するんだから、しっかりと正しいこと本当のことを説明をして。だから伸ばしてください。それに伴う賠償はしっかりとお支払いしますってできて、初めてお互いの信頼関係ができるんだというふうに私は理解しています。ですので、この電気工事の詳細については、もし臨時議会等が今後あるようなことがあったり、また定例会でもいいですし、わかり次第、また勉強会をさせて次でっていうのはおかしいですけど、教えていただければと思います。ぜひよろしくお願いします。続いてなんですが、ちょっとここからはですね。ちょっと想定が一般質問をした後の想定外のことでしたので、どう再質問していくか悩むんですけれど。12 月 5 日の完成検査で不合格になった。22 日の段階でも、先ほどありましたけれど。自動燃焼制御システムが 96ｔの燃焼が行えないという報告があります。これ、端的に言いますね。今、宇佐高田国東広域事務組合クリーンセンターは完成しているんですか。しないですか。どちらですか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。焼却施設の焼却性能については、資料配布で申しました予備性能試験。または引渡性能試験を経て、1 日当たり 96ｔは達成し、合格しております。ただし、国に出した基準内で焼却運転を行った場合、1 日当たり 96ｔの焼却はできない不具合が出ております。現在、その内容が工事完成項目であるかどうか

については、またこの内容は、契約不適合期間に是正していくものであるかを今現在精査中であります。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

これ、国に出した基準では、96ｔが行えないっていうことは、今回性能発注したわけですよね。その性能が満たされてないっていうことは、まだ工事は完成してない、まだ引渡、私たちは受け取ることができないって理解するんですが、それはいかがですか。ちょっと見解ございます。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長　加来守君。

事務局長　お答えします。その辺も含めて正副管理者と協議の上、決定していきたいと思います。判断していきたいと思います。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　正副管理者がこれから協議をしながら判断をしていくということですので、この場ではこれ以上の質問は差し控えたいと思いますけれど。実際に性能発注をして、それによって落札して、今その性能が発揮できてないっていうことは、私自身はこれは受け取るべきではないというふうには思うところです。ちょっとちなみになんですが、今燃やしている、今実際にはもう運用が始まって開始

してるわけで、その中で今、東伸エンジニアリングさんが、引き続き暫定運転からしていただいているというふうに伺いました。これ、指導してるのは、どなたが指導してるんですか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。内海プラント株式会社さんであります。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　はい。これ内海プラントさんが今こう指導しているっていうことですが。もれ伝わってくるというか、現場の方々から苦情のように話が聞くのが、結局、内海さん自身もよく使い方がわからなくて、実際にこれ、炉を造ったというか、炉のメーカーってどちらになるんですか。ちなみに先ほどの説明を求めましたけれど、契約時期についても述べましたけど、電気設備工事もこれ内海さんがしたんですか。炉についても、これ内海のオリジナルのものっていうか、内海さんが造ったものと理解していいんですか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。会社名はですね、ちょっと許認可の関係があって伏せますが、内海、内海プラントではございません。プラントメー

カー。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　内海プラントじゃないメーカーが造った炉と電気設備で、内海さんも聞きながら、東伸エンジニアリングさんにお願いをして、今稼働している。その中でさらに自動制御システムがないことで、これ常に手動で今までこうやってた。これが入るまで全部手動でやってたっていうことで理解してよろしいですか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。議員のご指摘の通りであります。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　これ自動運転がないってことは、かなり東伸エンジニアさんに対してご負担をかけてるっていうふうには十分理解してるんですけれど。それと同時にですね、ちょっと蒸気量に関してもそうなんですけれど。今回資料請求で、エネルギー回収型廃棄物処理施設引渡性能試験報告書をいただきました。で、10月分と11月分をいただいたんですけれど。炉の温度。ちょっと自分インターネットで調べたら、炉の温度は基本的には850度から950度が理想ですとい

うふうに書かれてあって。その中で、出てる最高の炉の温度が 10 月 16 日が 1,184 度、11 月 5 日が 1,144 度と想定されている基準よりもかなり高い温度が出てるんですが、これに関しては問題ありませんか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長　加来守君。

事務局長　お答えします。設定値、設計値ですかね。850 から 900 の範囲を超えて、議員ご指摘の今のその温度であれば、やっぱり施設への負担はかかっていくと思います。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　ちょっとどこの市町村かは伏せますけれど、今回広域事務組合で、佐々木市長肝いりで、やはり議員の皆さん方は、外に行って勉強してきて、それをこの宇佐高田広域、国東の広域クリーンセンターのために生かしてくれっていうことで施設研修費を出しつけていただきました。それで今年、内海さんが作ったプラントの中で、比較的大きなところを視察をさせていただいたんですけれど、その時に、耐熱レンガが想定外に傷んで、ちょっと大幅に大きく崩落をしたと。それに伴って、焼却炉がかなりの期間、稼働できなかったっていうふうに伺ったんですが、これ炉の温度が高くなることで、こういったことも想定できるっていうことですか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。想定できるかというご質問なんですが、実測としてはそういう結果でありますんで。ちょっとその辺はまた、業者の方に確認して、確認してみたいと思います。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　最後にちょっと正副管理者の皆さんにお伺いをして、私の質問を終わりたいと思うんですけれど。内海・坪井・トクオＪＶからの一連の報告であったりとか、あと特に完成検査、この前後にしっかりと正副管理者間で問題を共有して、それぞれ 3 市の問題として、やはり解決に向けて、正副管理者の中で協力して協議ができたかどうか、その点についてのお伺いをしたいと思います。

（間があって）

ちょっといかがですか。議長。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　ちょっと質問の仕方を変えたいと思います。副管理者にお伺いします。今回の一連のこの課題に対して、しっかりと情報共有がされていたのか。そして意見を述べる場が、宇佐市の代表として、国東市の代表として述べる場があったのかどうか、その点について、前回のこういった課題があって、12 月 5 日に不合格になったという大きな問題があってから、あったのかどうか。それに対して今どのように感じているのか。その見解について、副管理者お 2 人にお伺いいたします。

後藤副管理者	はい。議長。
安東議長	副管理者、後藤竜也君。
後藤副管理者	川谷議員の再質問にお答えいたします。今回のことに関して、報告あったのかということですけれども、組合の事務局からは報告がございましたが、協議をする場というのはございません。以上です。
松井副管理者	はい。
安東議長	副管理者、松井督治君。
松井副管理者	はい。12月の5日にＡＣＣが不備であるということで、詳細な報告を事務局から受けました。今後のスケジュールとしては、22日までに業者の方が構築をしてですね、そこで再検査を受けるというふうに、そういった報告は受けております。以上でございます。
川谷議員	はい。
安東議長	川谷光紹君。
川谷議員	何よりも市民目線を一番大事にしてる佐々木市長だと自分は思ってますので。やはりこれからも、それぞれの。今回は3市でのクリーンセンターなので、宇佐市民のことも国東市民のことも考えていただいて、3市のそれぞれの市長、首長で協力をしてですね、よりよい、必ず安全な設備となるように進めていただくことを願って、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

安東議長　議員の皆様方にお知らせいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これに同意願います。よろしいでしょうか。

（はい。）

安東議長　それでは、次に4番多田羅純一君の一般質問に対し。多田羅純一君。

多田羅議員　はい。皆さんこんにちは。4番、多田羅純一です。傍聴に来ていただいた皆さん、大変お忙しい中ありがとうございます。今回、一般質問を取り上げた理由としましては、現状がどういった流れなのか大変不透明でございます。遅延してる原因、理由、またその原因の有無をですね明確に示していただく、いただきたくて、今回2項目7点の質問をさせていただきました。1項目め。焼却設備の完成についてです。1点目。本格稼働が入札方法未確定により、遅れるという認識ではございましたが、計画通り供用開始の方されております。しかし、その後、検査当日に全自動で動かせなかったというふうに聞いてますので、これまでの工事経過を伺います。2点目。全自動できたのは、予定より何日遅れたのか。またスケジュールについてお伺いします。3点目。完成、あるべき姿にするためには何が不足してたのか伺います。4点目。遅れた責任の所在を問います。5点目。2度も工期を遅延したことに対して、関係企業へのペナルティーはどのように考えられているのか伺います。2項目め、総事業費についてでございます。1点目。中間ごみ収集設備。これ国東の方なんですけど、そこを除く、宇佐高田国東広域ごみ施設、ごみ処理施設の建設に最終的に総額幾らかかったのか伺います。また、2点目です。また各市の負担、実績ですね、そこのところについて伺います。以上で1回目の質問を終わります。市民にわかりやすい説明をよろしくお願いします。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　4番、多田羅議員の一般質問にお答えします。1項目め。焼却設備の完成についての1点目。ごみ処理施設整備事業設計プラント工事のこれまでの工事についてですが、内海・坪井・トクオ特定建設工事共同企業体と令和3年6月3日に契約締結し、その翌日から令和7年6月13日までの契約期間として実施しました。その後、2025年日本国際博覧会や大規模な半導体製造工場建設などの大型案件の影響。また、令和6年1月に発生した能登半島地震の復興による優先的な資材の供給等により、全国的に電線ケーブルの不足が生じ、契約時から準備を進めていた計画の通り、資材の確保や入荷のめどが立たず、加えて電気技術者の不足も重なり、予定していた作業従業者の確保が難しくなり、履行期限内に完了することが困難となったため、受注者の責による168日間の履行期限延長を行うこととなりました。よって11月28日の履行期限と同日に工事完成通知が受注者から提出され、これを受理。12月5日に完成検査を行った際、ごみ処理施設における焼却施設については、分散制御システムＤＣＳで制御、焼却炉の運転については、自動燃焼制御ＡＣＣにより自動化されているはずが、検査時に実働しないことが判明したため、検査不合格とし修補指示を出していました。修補に関わる再完成検査は12月22日に実施し、自動燃焼制御ＡＣＣ自体は完成し稼働していましたが、蒸気量制御による自動運転を行うと1日96ｔを燃やせないことがわかったため、今回の検査結果については、現在精査中です。2点目、全自動運転できたのは予定より何日遅れたのかについてですが、検査結果について精査中のため、未定です。3点目、完成に、するためには何が不足していたのかについてですが、先ほど述べた通り、発注仕様

書に記載している工事範囲であるＤＣＳの一部である自動燃焼制御ＡＣＣが未完成であったためです。4点目、遅れた責任の所在についてですが、当然、履行期限内に工事完成が一部とはいえ、達成していないことから、その遅延については、すべて受注者の責によるものと判断します。5点目、2度も工期が遅延したことに対し、関係企業へのペナルティーとどう考えているかについてですが、まず請負契約約款の条文の通り、損害賠償請求を行う予定です。2項目め。総事業費についての1点目、ごみ処理施設の建設に最終的、総額幾らになったのかについてですが、ごみ処理施設整備事業に関し、7つに分割し工事発注を行っており、それぞれ、①設計プラント工事。44億516万1200円。②焼却棟建設工事。29億2381万1000円。③リサイクル棟建設工事。20億2509万4500円。④管理棟他附属棟建設工事。7億3065万4100円。⑤建築機械設備工事。5億5502万7000円。⑥建築・電気設備工事。6億7709万9500円。⑦外構工事。3億3419万5400円。総事業費は、116億5104万2700円となります。2点目。各市の負担実績についてですが、総事業費116億5104万2700円から、国庫交付金33億1271万1000円を引いた83億3833万1700円が、負担金対象額となります。これに各構成市の負担率を掛けた結果、宇佐市が43億5170万269円。豊後高田市が18億2344万3053円。国東市が21億6318万8378円となります。以上で答弁を終わります。

安東議長　以上で多田羅議員の一般質問に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があれば、これを許可します。

多田羅議員　はい。議長。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　えとですね。質問にもあるようにですね。供用開始が本格稼働と

いう認識の方も多くいらっしゃったんじゃないかなっていうふうに思うのですが。運営業者が決まらずにですね、供用開始も遅れることなく12月1日に開始の方をされました。まずちょっと初めに供用開始と本格稼働の違いについてお伺いいたします。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。4番、多田羅議員の再質問にお答えします。供用開始の定義についてなんですが、供用開始というのは、構成市の一般ごみや事業系の持ち込みごみをすべて受け入れを開始した状態を意味しております。また本格稼働とは、供用開始の項目に加え本格運転業者が決定し、引き継ぎを経て運転開始することを意味しています。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　わかりました。では本格稼働とは、合否の判定で合格した日。もしくは受け取りが完了した日、そういった定義があると思うんですが、どういった形になりますか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。本格稼働なんですが、本格稼働の定義は物事が計画通りに動き出して、本来の機能を発揮して始める状態を言うと

思うんですが。よって、本ごみ処理施設の場合は、本格業者が決まって、本格的に運転が開始する日を示すと認識しています。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　はい。続きまして、試運転、性能試験というのはもう行われたとは思いますが、今後正常に運転に向けて、どのような確認だとかチェックが入っていくのか伺います。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。試運転性能試験は。予備性能試験は、10月15日から17日。また引渡性能試験は、11月5日から6日にかけまして実施をしました。どのような確認チェックを行うかについてなんですが、発注仕様書に基づいて、能力が発揮しているかチェックを行って、引渡性能試験は、定額運転に入って引き続き能力にみあった焼却量といいますか、そういったものの試験を2日間、連続して行います。結果についてなんですが、どちらも合格して、適正と判断しております。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　ちょっと確認ですけど、引き渡しってまだ終わってなかったっ

ていう認識でよろしいんでしょうね。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。議員のおっしゃる引き渡しなんですけれども、目的物の引き渡しは行っておりません。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　はい。目的物以外の引き渡しって何。何を指しているのか伺います。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　すいません。今の引渡性能試験の結果については、目的物。ですね。目的物。あ、すいません。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君

多田羅議員　要は、工事が終わって検査がしっかり合格されて、ちゃんとあるべき姿のものが引き渡されるっていうイメージにはなってるんですけど。もう引き渡しが終わってるのかどうなのかってのがちょ

っと気になってたので、そこのところをちょっと説明をお願いします。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。失礼しました。そのような、まだ、目的物引き渡しは受けておりません。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　はい。いまだ引き渡しが終わってないということで。私の認識としましては、先ほどお話ありました通り、運営業者が決まりましたんで、工事がしっかり完了してから引き渡し。で、本格稼働っていう流れだと思うんですが、先ほども川谷議員の方から 96ｔ燃やせなくてっていうことで、答弁の方にも現在精査中ということでお伺いしましたが、これいつ判明するのか伺います。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。完了検査は 12 月 5 日に最終の検査を行いました。内容につきましては、通常の図書の書類検査と目的物の検査として検査を実施し、適正と判断しております。現在燃焼供給や空気の調整を自動的に行うシステムの一部が完成していないため、検査は不合格として修補の指示を出しているということで、修補の

	指示を出して、12月22日にこのシステムは完了しています。以上です。
多田羅議員	はい。
安東議長	多田羅純一君。
多田羅議員	燃やせなくって、先ほどの説明だと一部完了してない。今調査中です。その調査がいつ完結するんですかっていうことをお伺いしてるので、そこをちょっと教えてください。
事務局長	はい。
安東議長	事務局長、加来守君。
事務局長	お答えします。いつ完了するかにつきましても、ちょっと今、先ほど精査中ということで、その辺は正副管理者とちょっと協議のうえ決定していきたいと思います。以上です。
多田羅議員	はい。
安東議長	多田羅純一君。
多田羅議員	ここばっかり言ってもあれなのですけども、今の実力値で85tしか燃やせなくて、ですね、本来の9割程度だというふうに思うんです。で、24時間で安全性も確保できてないという意味合いでよろしいんでしょうか。
事務局長	はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。そうですね。おっしゃる通りＡＣＣは 12 月 22 日に完成はしました。が、先ほど答弁しましたようにごみ質と蒸気の発生量に基づいて制御をしますＡＣＣの導入によって、自動調整が可能になったわけなんですけれども、蒸気発生量が増加する結果となりまして、これによって炉内の燃焼温度も上がって、設備の損傷が早まるリスクは判明しました。よって、事実関係を正確に把握して熱量が設計値を超える現象が生じているため、許認可条件に、接触。今現在接触する恐れがありますんで、その方向性を確定して現在精査中としております。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　はい。多田羅純一君。

多田羅議員　まだまだ精査中で、なかなかそのめども立たないということで認識させていただきました。では、その次のところのスケジュールですね。何日遅れたのかということで、これについても未定ということですが、本格稼働までが遅延になるというふうな認識と思うんですが、そういったところもしっかりカウントされて、その内海さん、どこかちょっとわかんないんですけど、そういった事業者の方に請求されるっていう。カウントですね。カウントの方法は、その本格稼働の前日までがカウントされるのかだけ伺います。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。ご指摘の点につきましては、最初の工事期

	間の契約が6月13日から11月28日までの168日間であると認識しております。で、今回の検査結果がまだ精査中ということなんで、それについては、現時点では未確定ということでございます。以上です。
多田羅議員	はい。
安東議長	多田羅純一君。
多田羅議員	まず答弁の方で、11月の28日前のところについて168日ということでわかってるんですけど、そのあと12月5日の検査が駄目でした。んで、今回12月の22日が、ちゃんと96tの性能まで焼けない。で、そこについてどうするのかっていう、多分引き渡し前までででちゃんと100%いいものができたよっていうところまでが、メーカーさんの保証だとは思うんですが、そういったのでカウントされるっていう認識でいいんですかっていう質問なんですけどいかがでしょうか。
事務局長	はい。
安東議長	事務局長、加来守君。
事務局長	お答えします。メーカーさんのそういった機器が入って、さらに性能が出るかという試験の後に検査をクリアすれば、それからの引渡検査を行って、合格すればその起算日となると思います。以上です。
多田羅議員	はい。
安東議長	多田羅純一君。

多田羅議員　先ほどの168日間のやつで約4000千万円ほどの遅延金、さらに遅延金が増えるという認識で理解しました。それではですね、その次の、完成品。あるべき姿にするためにはっていうことで、何が不足してたのかの質問については、ＡＣＣが未完成だということでは聞いたんですが、ちょっとここで整理したいんですが、2つ問題点。2つの事象がありまして、1つはＡＣＣが自動化されなかったことが1つの問題点。で今回、先ほどの上記の自動運転が85%しか燃やせないというこの大きな2つの問題があります。まずちょっとお伺いするのは、ＡＣＣが自動されなかったことのところなんですけども。説明がちょっとわかりにくいんで、もうちょっとかいつまんで聞きたいんですが、機械とか部品とかがしっかり取り付けられちょって、そういったプログラムだとかが欠落というか対応できてなかったっていう認識でいいのか、伺います。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。自動燃焼制御のＡＣＣは、12月22日に完了しました。ちょっと休憩を。

安東議長　しばらく休憩します。

休憩　午後４時４６分

再開　午後４時５５分

安東議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長　加来守君。

事務局長　お答えします。12月5日の時点は、ＡＣＣは、自動制御は入っていませんでした。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　動かなかったのはシステムなんで。そのシステムが、機械的なのかプログラムなんかっていうのを教えてください。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　プログラムが整備されていないため、稼働しなかったいうことであります。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　プログラムの方が追いついてなくて、正常に作動しなかったという認識でいいですよね。本来、そういった状況にある中でなぜ、12月5日の完成検査に向けた検査を受けたのか。事務局として受けさせたのかというところについての回答を求めます。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。うちの方も組合として、検査前に事前に実際、運転をしている業者の方に、今の運転状況について調査を行いました。調査というのは、使い勝手とか、どういった不具合とかあるのかということを聴取して、一応リストを作成したんですね。この件について、完成していますかということで、内海さんの方に一応お示しをしました。11月28日までには、完成日までにはこれができますとかの回答をもらって、12月5日の完成検査に望みました。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　それでは、その検査を受けたときは問題ないから、検査を受けたっていう認識でいいんですか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。そうですね。内海プラントにおきましても、11月28日までには完成するということでありましたんで、うちの方も実施をしました。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　なんか大変あやしいなと思います。ちょっともう1個あるんで、次に行きたいと思います。先ほど川谷議員の話もありました。ＡＣＣが自動化されて、蒸気の抑制が自動運転すると 85ｔしか燃やせないことについての想定される原因ですね。そういったところについてお伺いします。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。先ほどから説明していますように、12 月 22 日には完成は、ＡＣＣですね。完成はしたんですが、ごみ質と蒸気の発生量に基づいて制御するＡＣＣが、こう、自動で、自動調整をするわけなんですが、ごみ質の品質がよい場合には、よく燃えるんです。で、ボイラーに供給される熱量が、設計値を超えて実際の測定値が 1 万 4000 とか 1 万 5000 カロリーに蒸気が発生する増加結果となりまして、これによって燃焼温度も上がって、ちょっとこのような状態では設備の損傷が早まるリスクが判明しました。で、組合としましては、まず事実確認を正確に把握するとともに、設計値を超える現象が継続して生じることによって、国が示す許認可の条件に抵触することがないように、今後方向性を確定していきたい。精査中であるという回答でございます。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　蒸気がオーバーするということなんですけども、それって国の基準っていうのはどれぐらいでしょうか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　ですね、うちの仕様の設計値が、一応、1万2100カロリーとなっております。それが実測すると先ほど言いましたように、1万4000とか1万5000を超えると。ちょっと、国の基準値を確認していないんですけれども、一応、設計値を超えるということは、一応許認可の範囲を超えているという認識であります。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　わかりました。今の時点では国の基準を超えてっていうことで、燃やしてるっていうことでしょうね。機械自体で大体燃えやすい、機械というか環境もそうですし、燃やすごみの種類っていうか、火が出やすいだとか、燃えにくいとかいろいろあったり、そういった環境とかもあるとは思うんですが、そういったのを加味しながら、燃やせてっていうことで、水をまいたりだとかなんかそんな制御する機械っていうのは、その中についてるんですか。焼却の燃焼の制御をする機械です。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。そういった制御システムがついているかの問いなんですが、それを含めて制御をしているのがＡＣＣと思います。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　はい。自動運転でまわして燃えすぎるっていう話なんで、燃えすぎたときに制御できなければ自動運転じゃないと思うんですよ。そういったところっていう、制御できるのが今ＡＣＣということなんで、そのＡＣＣが今の能力に対して。聞いてねえな。今の能力に対して、対応できてないんじゃないですかっちゅう話なんですけど、いかがでしょうか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。ご指摘の通り、能力に対して対応できてないと認識しています。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　現時点では、何かしらの部品が、性能が足りてないか、その制御ができてないっていう大きな問題が出てるというふうに思います。これはですね、ごみがさらに増えた時に、今度処理ができなくなるという問題には繋がるとは思うんですよ。で、そういったのも、24時間しっかりですね。24時間稼働させて、安全に燃やすことができて、96ｔですね、96ｔ燃やせて、なおかつ環境性能がしっかり守られてるっていうところじゃないと、なかなか受け取ってはいけませんよっていう話でございます。はい。続きまして、遅れ

た責任ですね。所在です。これについては、すべての事業者の責によるものというふうに判断してますという答弁をいただきました。この答弁である受注者とはどこに当たりますか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。受注者とは、内海・坪井・トクオＪＶでございます。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　すべての共同体なんで、そうなんですけども。一番主にこの不具合に対して携わっている業者についてお伺いします。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　今回のプラント工事につきましては、担当した内海プラント株式会社です。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

はい。今の話でいくと、内海さんが責任があるという認識でいい

んですよね。

事務局長　はい。

多田羅議員　ということで、その次の方にいかさしていただきます。2度も工期が遅延したことに対してのペナルティーですね。遅延損害。先ほど約4000万ということでお伺いしたんですけど、今後プラスアルファなるというふうに考えてます。その他損害賠償請求の内容があるのかないのか、また検討されているのか伺います。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。その他のペナルティということでありますが、今回ですね、まだ検査結果が精査中でありますんで明言は避けますが、組合としましては、法令の定めに基づいた決定をして参りたいと思います。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　わかりました。今後、今、進行途中ということで、すべては出ないと思うんで、また機会があれば確認をしたいと思いますが、契約書通りの性能が出て、あるべき姿で問題なく稼動し、公害防止協定で結ばれている基準をですねしっかりクリアされてるっていうことが、肝になると思います。遅れた責任と所在をですね、今後も明確にしていただいて、その責任をしっかりとってもらうということで、広域事務事務組合としては、フォローの方をお願いして次の

方にいかさせていただきます。続いて、総事業費の方です。私、請求資料としまして、センターの建設費、交付金、交付金、負担金ということで資料請求いたしました。ちょっと議長の許可をいただきたいんですが、ここにおられる議員さんに配布の方、許可をしていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

安東議長　はい。どうぞ。

多田羅議員　配付をお願いします。

（配布後）

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　今、皆さんにクリーンセンターの建設費、交付金、負担金の資料を提供させていただきました。大変皆さん、多分自分のところの市がですね、どれぐらいの負担があるのかというのは、ものすごく興味があるというふうに思います。で、ちょっと質問の方に入りますが、これインフラスライドと設計変更で、当初より約10億円余分にかかったということとなっておりますが、決して、何か安くなったふうにはとらえられないんですが、事務組合の考えとしてはどのようにとらえているのか伺います。

事務局長　はい。

安東議長　はい。事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。そうですね。インフレスライドと設計変更によって、コンクリート、先ほど他の委員さんの質問によって言っ

たんですが、資材の高騰とか了承しています。人件費の高騰も併せて発生していますんで、直接この影響額に反映していると思います。今後はですね、発注段階から予算の確保等を精査したいと思います。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　はい。もともとよりも約10億ぐらいは高くなっておりますが、一番最初ですね115ｔであったときに、総額で127億ぐらい。で、96ｔに変更されて、116億ということでこのときに、大体11億円ぐらいが低くなったっていうイメージですが。これもし焼却規模がですね、同じっていうか同一規模だとどのような結果になるとお考えか伺います。

事務局長　はい。

安東議長　はい。事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。インフレスライドの設計変更によって、分割発注方式の方が一応12億ぐらい安くなりますが、当時の日立造船グループのときの1日当たり115ｔ。今回が1日96ｔなんで、大体1ｔ当たりで換算すると、8億5000万ほど高くなります。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　はい。多田羅純一君。

多田羅議員　ちょっとわかりづらいんですけど、同規模だとちょっと高くなるという形だと思います。インフレスライドとか設計変更がなかったら、多分ほぼ同等なんかなっていうふうに思いますけど、今後ですね20年、物価上昇とかいろいろ物価高騰のこの期間の中で、今後のことを考えると、明らかに高くなるんじゃないかなと。当初だとＤＢＯですかね。当時の試算にすれば、そういった物価上昇スライド分だとかっていうのが入らないっていうふうな認識でございますので、当時に比べると20年後を支払った額は、かなり増えるんじゃないかなというふうに思いますが、そういった点についてはいかがでしょうか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。建設に伴う大きな負担というのは、今回一応区切りがついたと思います。将来にわたってありませんと否定することはできないと思うんですが、今の材料費や人件費が上昇している中で、経済情勢を見ますとやはり今後、何か組合として今の西大堀に何か必要な建設工事が必要と判断した場合は、各種の負担は増加していくことになると思います。もう1つ、今宇佐市の方で、粗大ごみの回収を年2回ですかね、やっているんですが、それも宇佐市の方から、今後組合の方で回収ということでの要望を聞いてますんで、そういった施設なり工事を行う場合は、今後、各種の負担金というのは、上昇してくると。必要性があると認識しています。以上です。

多田羅議員　はい。

安東議長　多田羅純一君。

多田羅議員　なんかめちゃくちゃ詳しく説明していただいたんですが、私が言いたいのは、もともと当初と比べると今ですね。115ｔで算出された127億っていう額と、今116億ですかね。最終が約116億なんで、それの時期とかいろいろあるとは思うんですが、当時、契約してれば、その物価スライド上昇分が、その20年間多分入んないんで、結局は多めに払ったんじゃないかな。なおかつ、ｔ数も小さくなったんじゃないかなっていうイメージがしております。ここちょっと答弁を求めませんけども、そういうふうに私はちょっと感じてるところです。ちょっとそこのところはまた今後、しっかり精査していただいて、報告の方をしていただきたいなというふうに思います。各種の負担ですね宇佐市が43億5000万、高田が18億2000万、国東市が21億6000万という、約ですけど、こういったので、今後建設費が増えるかもしれないっていうちょっと不安な言葉を聞きました。今後、そのリサイクル、リユースの考えで粗大ごみを受け入れをして、そのゴミを活用するということでするのであれば、そういったのにお金がかかるっていうのはわかりますが、現時点のこの建設に対して、金額が増加するというところに対しては、ちょっと私納得ができませんので、必ず完了して、しっかり受け取りをしていただきたいというふうに思いますので、そこはいいですよね。はい。何か言いますか。いいですか。そういったことで、以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

安東議長　それでは、一般質問を続けます。次に、2番吉田泰秀君。

吉田議員　はい。議席番号2番、宇佐市議会吉田でございます。今回ですね、川谷議員、多田羅議員が今の施設の現状、内容について質問をしてくれました。私はですね、今後、今から施設をどう維持管理していくのか、そこを中心に一般質問をしていきたいと思います。1

点目。広域ごみ処理施設の入札当初当日から、当初から設計変更により増額されているが、当初の金額からどのくらい増え、最終的にはどのぐらいになったのか。また、物価スライド分は幾らか。2点目。現在24時間運転をしているが、それらの機械の性能は、順調に機能しているのか。また、公害に関する数値はどのようになっているのか。3点目。広域ごみ処理施設計画当初から、正管理者は宇佐市長がしてきたが、今回、高田市長に変更となった経緯と理由は。以上3点の質問をします。

安東議長　吉田泰秀君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。

事務局長　はい。

安東議長　はい。事務局長、加来守君。

事務局長　2番、吉田議員の一般質問にお答えします。1項目め。広域ごみ処理施設の入札当日から設計変更により増額されているが、当初の金額からどのくらい増え、最終的には幾らになったのか。また、物価スライド分は幾らかについてですが、当初契約総事業費は、106億6450万円。最終契約総事業費は、116億5104万2700円で、9億8654万2700円の増額となっております。また、そのうち物価スライドによる増額が4億9645万3100円と約50%を占めています。2項目め、現在24時間運転をしているが、それらの機械の性能は順調に機能しているのか。また、公害に関する数値はどのようになっているのかについてですが、発注仕様書に記載された工事範囲の工事がすべて完了したのち、予備性能試験、引渡性能試験を段階的に実施し、所定の性能を確認しており、個々の機械の性能については問題がないと認識しています。また、公害に関する数値についてですが、去る11月5日、6日に行った引渡性能試験における報告書にすべての項目について基準を満たしており、合格していることを確認しています。3項目め。広域ごみ処理施設計画当初

から、正管理者は宇佐市長がしてきたが、今回、高田市長になった。高田市長に変更になった経緯と理由についてですが、正副管理者の決定については、宇佐高田国東広事務組合規約第8条第2項の規定で、管理者及び副管理者は、関係市の長の互選によりこれを定めるとしております。今回、是永前管理者の任期が令和7年4月23日に満了だったため、後任の管理者、副管理者を3市長の互選により定める必要がありました。4月24日から新管理者が決定するまでの間、組合規約第8条第4項の規定により松井副管理者を管理者の職務代理者として定めていました。これまでは、宇佐市の市長が管理者を務めておりましたが、4月30日に開催しました第1回正副管理者・副市長会議の中で、新たに就任された後藤宇佐市長を含め、3市の市長で協議を行い、クリーンセンター建設事業において当初からの経緯を熟知している市長が管理者になった方が、今後の事業がスムーズに進むという判断のもと、各市長の同意を得て、佐々木豊後高田市長が管理者に就任したという経緯でございます。以上で答弁を終わります。

安東議長　はい。以上で吉田議員の一般質問に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問あれば、これを許可します。

吉田議員　はい。

安東議長　はい。吉田泰秀君。

吉田議員　はい。1項目目から順次再質問します。川谷議員と多田羅議員のお話で内容はよくわかりました。えっとね。広域ごみ処理施設広域議会の中で勉強会でね、結局、10億近く上がった原因として先ほど局長言われました設計変更。おかしいところが大きいっていう話だったんですけど。この勉強会でね。検査が通らなかったっていう説明を受けて自分が質問したのが、じゃあ震度何に対する建屋

を設計したんですかって自分は聞いたんですよね。坪井設計さんですかね。たら、当時震度 6.5 まで耐えれる施設を設計しましたという答弁がありました。で、許可が出なかったんで変更してね、物価スライド分をどかしたら5億ぐらいですかね、増額が。5億かけて、どのくらいの震度に耐えれるものを作ったんですかって聞いたら 6.5 って言ったんですよね。だけど耐震に関して強度が変わらないのに、そんだけ増額をする理由は、図面上の不備があったんじゃないかっていうことを自分は質問しました。その時の答弁。それを踏まえて、これの責任はどこにあるんですかという質問を上げたんですよね。だから、坪井設計さんは、どこにもありませんという答えだったんですけど。それって本当にあり得ることなんでしょうか。

事務局長　はい。

安東議長　はい。事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。確かに議員おっしゃるように、当時の説明業者の説明ではそういった説明がございました。私も回答を聞いた時には、どこにも責任はないというような回答でありましたが、やはり、私は設計をしたところの責任というのは重々あると思います。以上です。

吉田議員　はい。

安東議長　はい。吉田泰秀君。

吉田議員　はい。このとき広域議員さん皆がですね、ものすごい怒りに触れるっていうか、それはないだろう。どこにも責任がないというのはないだろうというような思いでいろいろ質問されてました。川谷

議員の質問の中でもありました。今後ここまで、責任はどこにあるのかっていう、詰めていくっていうか、そういう時間を作るっていう思いはありますか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。これまでの議員さんへの説明の中で、業者を呼んで説明してきた経緯もあります。そこで一応承認されて議会へ上程して、一応、予算等も承認されたわけなんで。原因については、今後も引き続きこういったことが起こらないようにですね、追求していく必要性はあると思います。以上です。

吉田議員　はい。

安東議長　吉田泰秀君。

吉田議員　はい。局長、よろしくお願いします。続いて2点目に入ります。えっとですね。報告書にすべての項目について基準を満たしており、合格していることを確認しています。ということなんですけど。これの数値。基準を満たしているっていう数値を出したところは、どこの会社っていうか、どこが出されたんでしょうか。

安東議長　しばらく休憩します。

休憩　午後５時３０分

再開　午後５時３１分

安東議長　加来守君。

事務局長　はい。お答えします。株式会社環境ソルテックに提出をして、審査を受けてます。以上です。

吉田議員　はい。

安東議長　吉田泰秀君。

吉田議員　えっとですね。自分が聞きたかったのが、この数値の改ざんというのは可能なんでしょうか。正直、モニターに出る数値をそのまま、例えば写メを取るなりして送ったものですか。それとも、書類に書き込んでいって改ざんすることが可能なところっていうのはあるんでしょうか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。そういった改ざんの方法があるか。できるかというご質問なんですが、ちょっとその辺は把握できておりません。以上です。

吉田議員　はい。

安東議長　吉田泰秀君。

吉田議員　はい。これ改ざんすると大変な問題になると思うんですけど、先ほど川谷議員の質問の中でも、運転の指示を出してるのは内海さん。その内海さんですら、内容をあまり把握できてない。その機械に対してですね。っていうような話だったんで、自分の中では信頼

度がないって思ってます。正直言ってですね。だから、そこら辺もちょっと詳しく調べていただいて、例えば、今後基準を超える、超えた時等は、自分、市議会、宇佐市議会議員と広域議会ち、大分違うなって思うのが、こういう議会がある時しか報告がないわけですよ。先ほども言った12月5日の検査。とかに関しても、この日に検査がありますよとか、結構重大なことと思うんですけど、そういう議会に対しての発信、今回この公害に関してとか、機械の性能に関してなんですけど、そんな急な不具合みたいのが起きた時に、議会、議員に対しての発信というのはないんでしょうか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。これ、これまでも数件の工事があったと思います。慣例ではないんですが、一応うちの方も検査員という指定をしております。検査員が、責任を持ってそういった検査を実施するという基本的な考えで行っております。以上です。

吉田議員　はい。

安東議長　吉田泰秀君。

吉田議員　はい。それでもその内容を知らないというのはちょっと自分はおかしいんじゃないかなって思うわけですよね。引渡検査の日に検査に合格しなかった。こういう理由だから、合格しなかったんですよっちゅう発信は必要と思うんですよ。それに続いて、例えば公害の数値の基準を超えましたよ。何か1個の数値でもね、その時も議員、議会に発信するのが必要だと思うわけですよ。それを例えば、先延ばしにして、問題が起きたときよりも1ヶ月にしか知ら

なかった。特に、我々宇佐市議会議員はそうですよ。地元のことで知らなかった。これじゃ通りませんよ。何のための広域議員なんですか。ていう事を言いたいわけですよ。今後、そういう事案が発生した時に、その議会、議員に発信をしてもらいたいんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。先ほどの、すいません。私は、こういった検査の時に、広域議員さんの立ち会いというか、そういうことで認識をしておりました。結果については、当然、不合格なり問題が発生した場合は、広域議員さんにも共有をするべきだとは考えております。以上です。

吉田議員　はい。

安東議長　吉田泰秀君。

吉田議員　はい、局長ぜひよろしくお願いします。ですね、広域議員さんもそうですし、事務局もそう。いろいろ入れ替わるんですよ。この広域議会ちゅうのはですね、だけん、初めからの繋がりができない。もう短編しかわからないような、議会になってると自分は思ってます。ただ、もう、ここまで建屋にしてもそう。プラントにしてもそう。施設自体ができてる以上、今後見せんといかんわけですよ。そういう意味で、今までと変えていきましょう。っていう、今発信をしました。今まで通りだったから、今回一般質問で、こういう不具合と、建設した業者が信用できない。等の質問がいっぱいあがってるんじゃないかなって思います。局長、よろしくお願いします。

それでは、最後3点目に入ります。今回、自分ここが一番大事って思ってます。えっとですね。松井副管理者を管理者の職務代理者と定めていました。そん中で、今まで宇佐市長が管理者をしてきたんですけど、高田の佐々木市長が今回、管理者がになられました。自分、初めのうち、自分勝手な思いというかですね、自分の思いの中では、やはりここに書いてる経緯を熟知している。前から知ってる。この、工事に関してですね。だから、スムーズに進むという判断のもとっていうことで、もう最終の詰めの段階になってたわけですよ。当時、後藤市長が宇佐市長になられたときは。初めての市長で。若い市長で。宇佐市のこともせないかん。いろいろとですね。プラス、この広域。最後の最終段階。詰めの段階。これはもう大変なことだなって思われて、佐々木市長が管理者になっていただいたと思うんですけど、その認識はいかがでしょう。自分の思いと佐々木市長の思いを、ちょっと聞かせてもらいますか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　はい、質問に対して答えさせていただきます。貴重な経験をさせていただき、全市民のためにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

吉田議員　はい。

安東議長　吉田泰秀君。

吉田議員　はい。佐々木市長、自分のちょっと思いと違ってですね。後藤市長、経験もない、過去の経緯も知らない中で、また新たに広域のことを勉強し直すってなったら、余りにも時間が足りなすぎる。もう

広域自体、待ったなしで動いてましたからね。建設、完成に向けて。で、実際、その大きなハードルは乗り越えたと思ってます。もう建屋は完成してます。あとは、もう検査通るか通らんかの段階で最後微調整の段階に入ってます。もう１つ大きいのが、地元の人たちと公害防止協定まで結べました。この広域に関して、広域施設に関してですね。もう、これ以上大きい問題っていうのはないと思うわけですよ。そんな中で、あの施設があるのは宇佐市です。あの施設が、例えば大きい事故を起こして、起こしたり、公害発生して、そこに住まわれなくなる。極端に言うとですね。そういう事態が起きた時に困るのは、宇佐市民なんですよ。で、請願にも出てたように、やっぱり、ここまでの内容の業者なんで、実績がある、信頼のおける業者に委託して欲しいという請願の自治区の人達の思いを議会にあげていただきました。で、そういう中でですね。地元の人達が、やっぱり誰に一番相談しやすいか。たら、宇佐市長なんですよ。なぜなら、宇佐市民だからです。もうこれはね。公害防止協定にてわかりました。自分も地元議員として立ち会わせてもらいました。みんな座ってる区長さんたち、全部の顔わかります。わかりました。で、気さくに話もできるし、気さくに挨拶もできる。やっぱ、そんな中でですね。やっぱり市民、自治区の人たちが、困りごととか、陳情とかお願いとか、行きやすいのは、やっぱり後藤市長、宇佐市長であって。それ、もう自分、我が身のごとのように思って対応できるんも、後藤市長だと自分は思います。で、正管理者になられて任期があると思うんですけど。局長、そこをちょっと聞きたいんですけど。これは、正管理者になった４年間全うしないといけないっていうルールは、あるんでしょうか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長	はい。お答えします。正管理者の任期につきましては、そういった期限付きの任期は、ございません。以上です。
吉田議員	はい。
安東議長	吉田泰秀君。
吉田議員	はい。先ほど私が話した話の中で、結局ですね、宇佐市にある施設なんで、宇佐市長が頭に立って、地元の人と寄り添って、しっかり運転していく。で、地元の人が求めてるのが、経験と実績。これだけうたってます。結局ですね。経験したことある人じゃないと、わからんレベルと思うんですよ。これは難しすぎて。例えば、数値にあらわれない。不具合が起きそうになった時に敏感に対応できて察知できるのが、経験者だと思うわけですよ。これを、経験がないところが管理していくと、結局、数値が上がってしまって、大きい事故に繋がる前にしか。だけ、もう事故未然に防ぐことは多分難しいんじゃないかな。あの、職人の世界とか、何の世界でもそうだと思います。経験したことない人がするっていうことは、そんくらい危険を伴うと自分は思ってですね。先ほど話した、地元の人達。宇佐市民と寄り添っていける管理者を作るために、作るためにっちゅうか、作っていただきたいという思いがあるんですけど。3市の市長さん方、その自分の思いに対して、どう思われますか。答弁をお願いします。
佐々木管理者	はい。
安東議長	管理者、佐々木敏夫君。
佐々木管理者	市民の環境問題、安心安全。健康。すべてこのプラントが、引き起こす問題であろうと思っております。それだけ、安心安全に対し

てしっかりと取り組まなければいけないと思っております。例えば、ダイオキシンを除去するスパイラス管。この故障に対して、地域住民に多大なご迷惑をかけることも起こります。大気汚染の問題も発生します。そういう意味では、プラントの運転、熟練された方も非常に重要な役割を果たしていただきます。しかし、一たびそういうダイオキシンの除去装置が壊れた場合、運転オペレーターでは対応できません。ひとたび故障すると 6 ヶ月ぐらい、新しい装置を造り変えてくるのに時間がかかります。その間プラントが全部止まります。そういう意味では、プラントの設計から建設に携わった業者も、必要な技術を持っております。だから、この一言で運転技術とプラントの技術と。技術は 2 つに分かれております。そういう意味で、双方がしっかりタッグを組んで公害のない、安心安全を保たなければ、片方では安心安全は保てませんので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

後藤副管理者　はい。

安東議長　副管理者、後藤達也君。

後藤副管理者　吉田議員の再質問にお答えいたします。吉田議員の再質問の意図は、宇佐市長として、立地する自治体の長として、管理者になる覚悟はあるかというようなことだと思うんですけれども。当時、3 市町で協議した際は私も就任 6 日目、1 週間まだ経ってない状況で、全体的に把握できてないということで、今までの経緯を十分熟知されてる佐々木市長が管理者を務めるということで合意をいたしました。今の時点ではどうかと聞かれて、今後も当然協議は、互選ですので協議しなければいけませんけれども、その覚悟がございます。以上です。

松井副管理者　はい。

安東議長　副管理者、松井督治君。

松井副管理者　はい。お答えいたします。市の行政はもう基本的にですね、市民の皆さん、住民の皆さんの生命、財産を守る安心、安全を履行していくというのが、もう最重要だというふうに思っております。その中で、先ほど来のお話ですけれども 3 市の市長による協議の中でも、様々な議論が出ました。で、その時点でですね。私も令和 5 年の 4 月以前の経験がございませんので、最終的にですね。当初からの経緯や流れをよくご存じの佐々木市長がよいのではないかという判断に至ったところでございます。以上でございます。

吉田議員　はい。

安東議長　吉田泰秀君。

吉田議員　はい。ありがとうございます。私が質問したとおり、今は当時と状況が大分違ってきてると思います。んで、やっぱ後藤市長、先ほど言われた宇佐市長であるからっちゅう覚悟を自分は聞いてですね。やっぱり、宇佐市民、プラントが建ってるところが宇佐市なんで、宇佐市民が求めてるのはそこしかないかな。だけ、今後ですね。正副管理者で、それも踏まえてしっかり話し合いをして欲しいわけです。今、あのね、ここの答弁にあります、スムーズに進むという判断のもと。で、スムーズに進んでないですよね。現状は管理会社が決まってないっていう現状があるんで。やっぱり、話し合いのもとでしか何も解決しないと思います。だけど、その話し合いの中で先ほど言うた管理者に関しても、お話し合いをしていただきたいと思います。こんだけ今のプラントの内容とかを聞いて、傍聴に見えられてる人とか、やっぱ宇佐市民は、すごく興味があります。これ止まったら困るのは、3 市一緒ですよ。でも大きい事故が

起こって困るのは、宇佐市民しかいません。だけ、そこも加味をしていただいてですね。しっかり話し合っていただきたいと思うんですけど。管理者、これに関してどうでしょう。今後、交代するとかじゃなくて、その後、管理会社を選定するにあたってもしっかりとした話し合いを正副管理者でしていただきたいんですけど、そこら辺はお願いできるでしょうか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　議員さんの質問に答えさせていただきます。ご案内のとおり、安心安全が第一であります。そのための対策は、しっかりとらなければいけません。もちろん、3市の市長としっかり協議をするのも最も重要なことであります。ただ、協議をする中で基本的なものが違う場合があります。そういう意味で、相入れない問題もあるのも苦慮してる大きな1つであります。そこは、ご理解をいただきたいと思います。

吉田議員　はい。

安東議長　吉田泰秀君。

吉田議員　はい。それではしっかりとした話し合い。その一致しないところも踏まえて話し合いをしないと先に進んでいかないと思うんで、そこら辺も踏まえて今後とも、しっかり正副管理者よろしくお願いします。以上で、私の一般質問を終わります。

安東議長　一般質問を続けます。次に、5番辛島光司君。

辛 島 議 員

皆さん、こんにちは。本定例会も時間、随分押してきてますけど、最後の質問者となりました。3人の議員を一般議員が一般質問しましたことを受けながら、重なったところは、割愛しながら進めていきたいと思います。議席番号5番、辛島光司でございます。早速ではございますけども、一般質問に入らせていただきます。1項目め。平和7年10月7日第4回臨時会において、佐々木管理者に対して警告決議が全会一致で採択されましたが、佐々木管理者はどのように受けとめて受けとめたのか。何を反省したのか伺いたいと思います。また、全会一致で採択した西大堀からの請願書について、どのように受け止め、正副管理者会議で協議したのか伺いたいと思います。2項目め。令和7年12月5日に実施されたプラント工事の完了検査について。1点目、検査当日の流れ、内容についてお聞きいたします。2点目、検査結果についてお伺いいたします。3項目め。3市の広域事務組合の管理者として、事業推進に取り組む姿勢と責任について。1点目。佐々木管理者、豊後高田市が提案する要件設定型一般競争入札において、24時間運転やタービン発電の実績のない特定プラントメーカーを入札に参加させようとする恣意的な意図は何か。また、立地地区の住民が要望する安全を担保するために、同規模同機能の実績を第一優先と考えないのはなぜか。立地地区の住民の理解をえらないままで、この先20年、30年と事業を円滑に運営していけると考えているのか。伺います。2点目。工期も守れない企業。内海プラント株式会社が、運転業務を信頼して任せるに足りる企業と判断しているのか。また、立地地区周辺の住民や広域議会が納得できると判断しているのか、伺います。3点目。立地地区の住民と広域議会に理解をえられるために、どのような努力をしてきたのか。また、理解を得られていると判断しているのか伺います。4点目。プラントの完成も大幅に遅れ、運転業務委託選定方式も決まらない現状に対して、責任をどのように考えているのか。1回目の質問で3項目にわたり質問します。明瞭簡潔な答弁をお願いいたします。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　辛島議員の一般質問にお答えします。1項目め。警告決議についてどのように受けとめたのか。何を反省したのか。また、請願書についてどのように受け止め、正副管理者会議で協議したのかについてでありますが、クリーンセンター、用地決定から建設に至るまで、西大利地区をはじめ周辺地区の皆様方には、多大なるご協力をいただき心から感謝しております。今後も地域の皆様に寄り添った運営を心がけて参ります。また、請願書に関しての正副管理者会議での協議については、その後、一堂に会しての会議の開催には至っておりませんので、今後の運営管理に係る協議の際には、しっかりと内容を検討した上で、議論して参りたいと考えております。3項目目の3市の広域事務組合の管理者として、事業推進に取り組む姿勢と責任についての1点目。実績のない特定プラントメーカーを入札に参加させようとする恣意的な意図は何か。また、実績を第一優先と考えないのはなぜか。立地地区の住民の理解を得らないまま、この先20年30年と事業を円滑に運営していけると考えているのかについてですが、まず、議員が言われる豊後高田市が提案する要件設定型一般競争入札ということではございますが、本年度5月16日に開催した第3回正副管理者副市長会議で、宇佐市からプロポーザル方式での提案が初めてありました。それまで、正副管理者副市長会議で、要件設定型一般競争入札方式での方向性で内容の検討をしていた経緯がございます。その後、現段階ではプロポーザルから標準型総合評価一般競争入札方式で宇佐市の方からの提案を受けて、継続をしている状況であります。一般参加資格要件や、評価項目、スケジュール的な課題もあり、議論を行っているところであります。施設の運営にあたっては、円滑に運営できる

事業者選定に努めて参りたいと考えております。次に 2 点目。工期も守らない企業が、運転業務を信頼して任せるに足りる企業と判断しているのか。また、立地地区周辺の住民や広域議会が納得できると判断しているのかについてですが、工期については 2025 年大阪関西万博や大規模な半導体製造工場建設などの大型案件の影響。また、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震の復興による優先的な資材の供給等により、全国的な電線ケーブルの不足や連携技術者の不足も重なり、予定した作業従事者の確保が難しくなったことなど、突発的な出来事が重なったため遅れたものであります。この件につきましては、令和 6 年 12 月 16 日に宇佐高田国東広域事務組合議会全員協議会にて、広域事務組合議員の皆様方には、説明をさせていただきました。その後、各構成市の議会においても同様に全員協議会にて説明をさせていただいた次第です。今回の完成検査の結果については、これまで事務局から説明があった通りでございます。確かに工期は遅れましたが、施設の性能保証を得られたことを確信しておりますし、公害防止対策に関する排出ガスの排出量も、自主規制値を下回る結果が出ております。また、施設運営についても、試験運転から現在まで内海プラントの職員が、施設運転員に指導をして設備的な故障もなく運転ができている状況であります。これは、プラントメーカーが運転技術と機械故障対応技術の各技術に精通しているからで、それによって安心安全が担保できていると考えています。次に 3 点目。立地地区の住民と広域議会に理解を得るためにどのような努力をしてきたのか。また、理解を得られるという判断をしているのかについてですが、11 月 14 日にクリーンセンター周辺地区の区長の方々と公害防止協定を締結させていただきました。公害を出さないような運転はもちろん、搬入者への対応等についても、地元の方々にご迷惑がかからないように事務局、施設運転業者に対応してもらっている状況であります。その 1 つ 1 つの積み重ねを行い、さらに理解を得ていきたいと考えております。最後に 4 点目のプラントの完成

も大幅に遅れ、運転業務の委託選定方式も決まらない現状に対して責任をどのように考えているのかについてですが、議員の皆様もご承知の通り、まず運転委託選定方式が決まっておりません。少しでも早く選定方式を決定し、業者も決定できるように努力していきたいと考えております。

後藤副管理者　はい。

安東議長　副管理者、後藤竜也君。

後藤副管理者　5番、辛島議員の一般質問にお答えいたします。3項目目。3市の広域事務組合の管理者として、事業推進に取り組む姿勢と責任についての2点目。工期も守れない企業、内海プラント株式会社が運転業務を信頼して任せるに足りる企業と判断しているのか。また、立地地区の立地地区周辺の住民や広域議会が納得できると判断しているのかについてですが、今日の焼却施設は、自動化や保護装置に係る計装技術が目覚ましく進歩していますが、プラントには損耗しやすい機器が多数存在し、異常や故障の発生は避けられないものでございます。このように、不可視的に発生する機器の異常の早期発見と応急措置及び故障が発生した場合には、プラント全体に与える影響を考慮しつつ、早急に修復対応することが、安定した焼却施設の運営にとって不可欠なことであります。従って、このような機器の異常や故障が発生したときにこそ、施設の運転員の力量が問われることになります。未熟な運転員による誤った対応に起因し、長期間にわたり焼却施設が停止するような事故が発生した場合は、安定したごみ処理事業の実施、不可能になる非常事態に発展することになります。さらに、他の自治体の例にもあるように不適切な運転管理によってダイオキシンなどの物質が周辺住民の健康に害を与える懸念もぬぐえません。その場合、社会から迷惑施設とみなされているごみ焼却施設は、周辺住民の皆さんか

ら再稼働簡単には認めてもらえないような二次的な危機に発展することも考えられます。1度でも社会的な信用を失墜すると、その回復は、非常に困難であることは言うまでもありません。さらに、地区住民からは、西大堀クリーンセンターの施設管理運転業務に関する請願書も提出されており、組合としましては、これを重く受けとめなければなりません。地区の要望にこたえるための最大限の配慮と措置が必要であり、それを怠って何らかの事故が生じたときには、全関係者の責任が問われるものと考えています。このため、本格運転事業者の選定にあたっては、これらを十分に考慮し、実績を問わずに、ほぼ価格競争入札で選定するという方法は避け、入札参加資格条件を十分に考慮して事業者を決めることが、最低限必要なことだと考えています。それが安全、安心を確保していることとなり、周辺住民。議会の皆さんの総意であると考えています。私からは、以上でございます。

松井副管理者　はい。

安東議長　副管理者、松井督治君。

松井副管理者　お答えいたします。2点目。信頼して任せるに足りる企業と判断しているのかについてですが、新クリーンセンター、設計施工工事の工期が遅延したことにつきましては、先ほど事務組合からの答弁にもありましたように、建設資材や作業従事者の不足などに起因していると承知しておりますが、結果的に6ヶ月以上遅れてしまっていることについては、大変遺憾に思っているところでございます。また、設計施工業者につきましては、本日いろいろとご指摘をいただきましたが、当該施設やプラントなど施設全体の機能を把握しており、実際に本年8月から当施設のエネルギー施設の運転、作業の指導教育を担っております。現時点におきまして、国東市としましては、当該施設の運転業務委託事業者が決まるまで

は、エネルギー施設の運転炉を止めないことが、市民生活を維持していく上で重要な課題であり、行政の責務であると考えておりますので、信頼できる企業かどうかの判断は、今日のご指摘も踏まえ、今後精査すべきこともありますので、この場でお答えすることは差し控えさせていただきます。次に、立地地区、周辺の住民の方々へのご納得につきましては、運転委託業者の選定も含めまして、立地地域と、そして宇佐高田国東広域事務組合が締結しております公害防止協定も基本といたしまして、今後さらに、信頼関係を構築していかなければならないと考えております。広域議会につきましては、定例会議や定例議会や全員協議会にて、本日の質疑応答も含めまして、ご理解をいただけるよう説明を尽くしていくことで、ご理解をいただきたいと思っているところでございます。以上でございます。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　5番、辛島議員の一般質問にお答えします。2項目め。令和7年12月5日に実施されたプラント工事の完了検査についての1点目。検査当日の流れ、内容についてですが、発注仕様書に記載された工事範囲の工事がすべて完了した後、予備性能試験。引渡性能試験を段階的に実施し、所定の性能を確認しており、11月28日に工事完成の報告があがったため、12月5日に本組合の最終的な完成検査を行い、これに合格すれば工事竣工となるものです。2点目。検査結果についてですが、受注者に通知した検査結果通知書に記載してある通り、検査不合格として補修指示を出していました。補修に関わる再完成検査は12月22日に実施し、自動燃焼制御ＡＣＣ自体は完成し稼働していましたが、蒸気量制御による自動運転を行うと、1日96ｔを燃やせないことがわかったため、今回の検

査結果については、現在精査中です。以上で、答弁を終わります。

安東議長　以上で、辛島議員の一般質問に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問あれば、これを許可します。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。それでは、順次再質問を行いたいと思います。まず１項目めです。議会が全会一致で可決した警告決議でありましたが、佐々木管理者自らの言動を振り返り何を反省したのか、一般質問通告いたしましたが答弁されてないので、改めてお伺いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

安東議長　しばらく休憩します。

休憩　午後６時１２分
再開　午後６時１４分

安東議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　前回、臨時会で西大路地区に対して発言について謝罪はないか。という質問でありますが、西大堀地区に対しての発言については、問題発言はなかったと思っておりますが、もし不快に思われている方がおられるのであれば、申し訳なかったと思っております。西大堀地区や周辺自治会の方々とは、今後も情報共有を行いながら運転管理に努めて参りたいと考えております。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。不適切発言はなかったと自覚しているということでございます。前回の請願提出に関してですね、この請願をここにいる議員もしくは執行部が指導したのか。そして、これに判を押して出せと。あたかも、議員が執行部が強要したかのような発言がありました。佐々木管理者からですね。これは明らかに請願者、議員執行部を馬鹿にするような発言ですよ。そしてその上で、私に対して、辛島さん、議員の名前も入れて請願者に署名しております。あなたたちが関わったことを証明しよんじゃないですか。逆に辛島さん、反省してくださいいう発言があったんですね。主にそこの部分で、請願者の西堀地区に対してと請願の紹介議員だった私に対して、私何を反省しようと言ってるんですか。請願について相談があったことを議員の務めとしては、請願の相談があったことに対しては、形式も含めて提出の仕方、様々なこと相談に乗るのが議員として当たり前の話ですよ。紹介議員なるには、中身のこともわかった上で紹介議員になるのが当たり前の話です。そういったことを愚弄するような発言があったから、警告決議になったんですよ。そのことについて、何も不適切と思ってないっていうことだったら、今後請願者、また議会に対しての冒涜ですよ。これ。その点について、反省をしてくださいっていうことだったんです。いかがでしょうか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　管理者先ほども述べた通りでございます。ご理解をお願いします。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　ご理解はできません。その、今のようなやりとりだと地元の理解、議会の理解、今後もえられませんよ。答弁書には、今後も地域の皆様に寄り添った運営と答弁してるじゃないすか。寄り添ってないじゃないですか。答弁自体も。議会の議員に対しても。これでうまくスムーズに今後もいくって判断できて、してるんですか。お伺いします。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　地元の皆様方には、公害のでない。安全、安心を第一に、それを主眼として取り組むという方向で理解をいただきたいと思います。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　それはすごく当たり前。当たり前の話でありまして、その上で、どう安全を担保するか、安全を担保して欲しいかっていう請願を出したり、市民の願いが届くわけですから。それに対して、真摯に取り組むっていうのが議員であり、執行部であり、当然の姿勢だと思うんですね。その辺についての今再質問をして行ってるわけで。全くその思いには答えられてない答弁なってますけど。それでいいんですね。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　議員さん、今までのいろいろな問題もありますが、今まで議論してきたのは、入札の方法のみが議論されてきて、相容れない状況が今日まで続いております。その問題については、まずプラント運営の技術、そしてプラントが消耗したり、摩耗して故障が発生した場合、それは誰が修理できるのか、修理できない場合は、即公害に繋がる。長い時間を修理期間にとって、プラント全体が止まる。そういうもろもろに繋がるからこそ、安心安全を担保するためには、あらゆる皆さん方の技術を結集する必要はあろうと。プラントを白紙の中から設計して施工した業者を、理解しないなんかありえないんですよ。だから、ダイオキシンの除去装置が壊れたら、精巧なもので造っておりますし。1つ穴が増えても、外からの溶接ができないんですよ。それそのものを取りかえないとだめなんですよ。そういう事件にまで発展するんで。そういう技術も、しっかり担保しないと、できないんじゃないかなと。そういう意味で、総合的に安心安全を作るという。議員さんもご理解をいただきたいと思います。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。その思いは、また別のときに答弁いただければいいんですけど。今は、警告決議に対し、不穏当発言をしたことに対して地元と紹介議員になった私に反省してくださいよと。紹介議員になるのが悪いようなことを言ったことに対して、警告決議が出てるの

で、そのことに対して反省すべきじゃないんですかって。やりとりをしているはずなんですけどね。そのことに対しての答弁は、ありますか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　冒頭に謝っておりますので、その内容でお願いします。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　冒頭。うん。何がしか反省をしたということですか。はい。わかりました。じゃあ、今後、そのようなことがないようにお願いしたいと思います。それでは、2項目め。7年12月5日に実施されたプラント工事の完了検査についてでございますけども。これは、他の議員の質問の中でもありましたけども。まずは6月末当たりの工期がプラント業者の怠慢により11月末に延期され、追徴金をいただく事態となっている中、まずこれは、明らかに追徴金を支払うということは、これはいかなる理由があろうとも業者側の責任という認識でよいのか確認したいと思います。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。議員おっしゃる通り、遅延損害金でありますし、業者も容認しての確認が取れています。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　工期をその時点でもう1回守れてないわけですよね。そして、11月28日の工期に対して12月5日の引渡完了検査。これも不合格ということで、これも工期を守れなかった。2回目守れなかったという認識でいいですね。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。ご指摘の通りだと思います。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。通常地方自治体で、業者側、まぁ受注者側の理由で、このように工期が2回守れなかった時、各市においてどのような処置、もしくは対応しているのかお聞きしたいと思います。各市の市長、よろしくお願います。

安東議長　それは質問者が、要望であって、要望であって決めていくのは、管理者だというふうに私は認識しておりますが、いかがでしょうか。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　いえ、いえ。質問の内容は、通常3市が集まってるので、入札の運用。本来は、これ宇佐市に遵守するっていうことなんで、宇佐市だけでも結構なんですけども。業者が公共工事において、工期が2回も守れなかった場合に、どのような処置を。処置ないし、対応しているのかっていうこと。宇佐市だけでもいいんですよ。もう他の他市でも、当然、公共工事のあると思うんでお願いいたします。

安東議長　ちょっと、待って。管理者いいですか。それで。宇佐市だけでいい。

辛島議員　いや。できれば、3市の対応を聞きたいです。

安東議長　じゃあ、まず、管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　豊後高田市の行政の長といたしまして、工事の不具合で延期。こういうことが2回行われた。それについてどう対応するのかということですが、これだけの大きなプラントを設計して、今日まで厳しい経済環境の中で、私はよくやったのかなとこう思っております。そういうことで、ペナルティーというのは考えておりません。

後藤副管理者　はい。

安東議長　副管理者、後藤竜也君。

後藤副管理者　辛島議員の再質問にお答えいたします。工期を守れなかった場合ということなんですが、宇佐市の規定では、そういった場合は指名停止となります。以上です。

松井副管理者　はい。

安東議長　副管理者、松井督治君。

松井副管理者　はい。国東市の場合ちょっと今手元に資料がないので、どういった対応が何件あったかというのは詳細にはご説明できませんけれども、あらかじめそういったことも考えながらですね、工期というのはある程度、余裕を持ってやっているというふうに私は認識をしておりますし、なおかつ、いかんともしがたい、理解ができるような理由で、延期する場合にはまたそれなりの対応があると思うんですが。そういう理由がない場合は、やはり何らかのペナルティということがあるんだというふうに思っております。以上でございます。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。宇佐市では、今市長が答弁あったような、処置になります。当たり前だと思うんです。公共工事でね。事前に遅れる、それなりの理由があって、相談があって、そう納得できれば工期の延長ということももちろんあるでしょう。それは、通常公共工事でもあることだと思います。それは管理者よくご存じだと思いますけどね。だけども業者のだけの理由で工期を守れなかったっていうのは、これ重大な違反ですからね。それ相応に、しっかり責任のあり方を正副管理者会議の中でも、毅然とした対応をしていただきたいと思います。で、この12月5日の話に戻りますけども、12月5日ですね。こういう完了検査と公共工事の検査に際しては、誰が検査の合否を出すという決まり。検査要綱とかあると思うんですけども。こ

れも、宇佐市の場合の方がいいんですかね、宇佐市の。あれに準拠するっていうことであれば。広域であるのかな。そういうのがあれば、広域でも結構ですけども。誰が検査の合否を出す決まりになってますか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。広域事務組合では、検査員として指定している検査官の工事担当者になります。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　これは、各市のおそらく検査要綱だとか、そういったものがあろうかと思いますけども、それがほｔどの自治体そうなっているかと思います。少なくとも宇佐市は、そうなっておりますけども。それにおいて、この12月5日、実は私と永松議員とこの検査に立ち会ったんですけども。その検査の途中で、検査員に対して萱島課長より、管理者から合否の判定を出すなとの旨の指示があったというふうに聞いております。ＡＣＣが完成しない状況であったにもかかわらず、公表において検査員が不合格判定については保留とすると。不可解な結果となったんですけども。検査員に対して、検査員が出す、職責として出すべき検査に検査結果に対して、実際どのような指示がその当日あったんですかね。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。検査官から聞いているのは、議員おっしゃる通り、今辛島議員と永松委員さんのお 2 人が検査に立ち会っていると。そこで、検査員としてまず確認取ったのは、市の検査担当課。宇佐市の検査担当課の方に、まず確認をしたそうです。そういった立ち会いについてどうかということで。それは、組合の判断によると。念のため、県の検査室にも確認したところ、同様の回答であったと。よって、組合としては、そこで検査官の当時、上司がいたんですが、そこに確認して、組合員の判断として広域議員さん 2 名を同行さしての検査を実施したと。検査途中に、合否の判定をするなということを報告を受けてます。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　私も現時点では聞いた話なので、これは萱島課長もいる時に宇佐の松原副市長に報告行く時に、私もいましたよね。萱島課長といた検査員もいた時に、検査員が萱島課長にも確認をしたら、そういった指示が。そういった指示で間違いありませんというふうなことがあったので、私もそういうものがあったんだろうと。だろうですけどね、確信をしています。この事実関係をちょっとはっきりしてもらえますか。これ、重要な案件ですよ。重大な案件ですよ。検査員に合否の判定出すなっていうのがね。もしあったんだったらね。ちょっとその当日のその事実確認を、暫時休憩して結構ですので、ちょっと確定して答弁ください。

休憩　午後６時３５分

再開　午後６時５５分

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　その事実関係は、記憶にありませんけれども、現場で合否の判定をするにしても、状況、いろいろ判断材料も出てくると思います。そういう意味では、最高責任者の私に報告があって私が、不合格の判定をするという、こういう解釈をさせていただいております。現に、不合格で結論は出しております。何も、おかしいことはないと思っております。現場の担当が、成否をどんどん発表するということは、いかがなものかと。不合格な不合格の理由があると思いますし、そういう事情等も考慮した上で最終的に判断をさせていただきたいと思っております。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　今、管理者がお答えになったのは、決裁についての話ですよね。きっと。その検査の合否は検査官が出すんですよ。その場で。検査をした人が、その場で出すんですよ。恐らくそういった検査の指針になってると思いますよ。各市とも。広域だけ違うっていう決まりがあるんだったら、それ出してもらえばいいんですけど。とりあえず、記憶がないっていうことだったので事実確認をするために、誰から、いつ、どのような指示が誰にあって、どういった指示があったのかっていうのを事務局の方で、ちょっと各確定をしてください。そして、報告をください。暫時休憩を求めます。

安東議長　しばらく休憩をいたします。

休憩　午後６時５７分

再開　午後６時５８分

安東議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長　はい。

安東議長　総務課長、萱島洋人君。

総務課長　辛島議員の再質問にお答えいたします。先ほどの事実確認でございますが、まず私がですね。その検査の当日、朝、国東市の方に行っておりまして、遅れてクリーンセンター事務所の方に着きました。その時に、議員さん方お 2 人が立ち会いをされているということで事実を聞きまして、先ほどありましたが、市の方に確認で、県の方に確認したところ、その立ち合いの判断については、自治体の判断でということでですね、あったということで、その場にいたものが判断したわけなんですが。管理者の方に、その確認をしたほうがいいという私の判断でですね、まず、高田の秘書課の方にご連絡をいたしました。で、そのあと、今こういう状況ですということをお伝えして、多分そのあとしばらく経ってからだったとは思いますが、折り返しのご連絡があってですね。その時に今、ちょっと事実確認の方をさせていただいたんですが。豊後高田市の方からですね、その場で結論が出るんですかというような問いだったというふうに今聞きましたが、私の方がそれに関してはですね、その場で結論は控えるようにというような解釈をしたのかなというふうに思っております。その旨を、検査委員の方に私の方から勧めたというところが事実でございます。以上でございます。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　今、答弁ありましたが。それは、誰からどこに電話が、連絡があったんですか。萱島課長。

総務課長　はい。

安東議長　総務課長、萱島洋人君。

総務課長　はい。お答えいたします。豊後高田市の秘書課の方から私の方に、その折り返しの連絡があったというふうに記憶しております。以上でございます。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　合否を出す、合否に関しての合否を出す、出さないに関しての電話は秘書課からじゃないんじゃないですか。秘書課からあったんですか。

総務課長　はい。

安東議長　総務課長　萱島洋人君。

総務課長　先ほど申し上げましたように、豊後高田市の方からですね、その場で結論が出るんですかっちゅうような問いだったというふうには聞いておるんですけど。それに対して、私の方がその場で結論を控えるようにというような解釈をしたということでございます。

連絡があったのは、秘書課の方からございました。以上でございます。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　すいません。整理させてください。電話が豊後高田市からあったと。誰から、どこに電話があったんですか。

総務課長　はい。

安東議長　総務課長、萱島洋人君。

総務課長　お答えいたします。ちょっと記憶が定かではございませんが、ご連絡を秘書課の方から、私宛にいただいたということです。豊後高田市の秘書課の方から私宛にいただいたということでございます。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　秘書課が合否は合否のことどうなってるんですかって聞いてきたっていうことですか。合否を出す出さないのことについて、聞いてきたわけですか。

総務課長　はい。

安東議長　総務課長、萱島洋人君。

総 務 課 長　合否じゃなくて、結論という形でですね。はい。ありました。結論が出るのですかというような問いだったということですね。それが秘書課の人間なのか、そうじゃないのかに関しては、ちょっと私もそこまでの記憶はございません。はい。以上でございます。

辛 島 議 員　はい。

安 東 議 長　辛島光司君。

辛 島 議 員　それは、私にっていうのは、広域事務組合に電話があったということですか。

総 務 課 長　はい。

安 東 議 長　総務課長　萱島洋人君。

総 務 課 長　広域事務組合の私宛にございました。

辛 島 議 員　はい。

安 東 議 長　辛島光司君。

辛 島 議 員　私もね、広域事務組合と何度もやりとして、あそこの電話って録音機能がありますよね。ついてますね。流れますよね。アナウンスがね、録音しますと。で、これ、今、私が今聞いてる話と違うんですよね。

秘書課が、秘書課から電話があって、結果どうなりましたかって言いますかね。秘書課の人が、普通。考えたらわかりますよね。で、広域事務組合、おそらく録音されてますよね。私の会話もおそらく録音されてるとは思うんですけど、それで、しっかりちょっと録

音。いつ、誰からどういった内容の電話があったか、確かめてもらえますか。これね、検査員に対して合否の判定を出すなっていうような話が実際にあったら、これ大事ですよ。わかります。検査は、検査員がその場で検査出さなきゃ。合否を。普通、保留ってないんですよ。それを、この合否に関しての発言が誰からかあったら、これね大変なことですよ。不当な、不当な圧力ですよ。これは。それは何の意図であったかまでは、現時点ではわかりませんけども。ちゃんと、事務組合の電話 1 回チェックしてみてくださいよ。定かじゃないっていう記憶でもあるみたいなんでね。定かじゃないということなんで、記憶がどこまであるのかないのかわかりませんけども、だったらしっかりチェックしてください。これ、大きな問題ですよ。お願いできますか。

総務課長　はい。

安東議長　総務課長、萱島洋人君。

総務課長　はい。電話で録音機能確かにございます。それで確認させていただきたいと思います。はい。以上でございます。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　これね、今わかったんですけど。やっぱり重要な案件なので、早急に確認していただきたいんですよ。今事務局には人いないんですかね。いたら、そんなに長い時間の話じゃないでしょうし、しっかりちょっと誰からどういう電話、電話があったのか。もし残ってるんだったら、議事録でしっかり出して議会に報告してください。暫時休憩求めます。

安東議長　しばらく休憩をいたします。

休憩　午後７時０２分
再開　午後７時４７分

安東議長　それでは、休憩順に引き続き会議を開きます。はい。総務課長。

総務課長　先ほど電話の録音をということでありましたので、今、確認させていただきました。で、その録音の内容をお伝えしたいと思います。で、私の方が先ほどですね、豊後高田市の秘書課というふうにお伝えしましたが、今録音した内容を確認しましたけど、私と連絡を取っていたのは、豊後高田市の安田副市長でございました。で、安田副市長の方から、検査の部分についてですね。立ち会いの確認等ですね、状況確認をこちらの方からお伝えして、そのあとですねこの結果を、議員の前では言わないでください。管理者もまだ知らないことなので、検査結果は、まずは管理者に報告してくださいという指示がございましたので。はい。そういった形で私は、現場の方にお伝えをしました。以上でございます。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。議員が立ち会っているからと。これが理由になるんですかね。

総務課長　はい。

安東議長　総務課長、萱島洋人君。

総務課長　お答えいたします。私は、安田副市長の方からそういった指示がございましたので、その旨をお伝えさせていただきました。以上でございます。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。私たち議員はですね、地方自治法98条、100条で調査権がございます。この調査権は、行政の全事務事業に対して調査する権利は有してございます。立ち会いに関して、私たちが不当な圧力等をかけるとそれはまた別ですけども、それはよくないことですけども、立ち会うこと自体は調査権の中に含まれております。ですので、私たちは立ち会いを希望して認められたという認識でございますんで。その議員、要は立ち会ってるだけの議員の前で、その検査のあり方が変わるっていうことは、ありえないんですよ。その見解についてお伺いいたします。

安東議長　ちょっと休憩します。

休憩　午後７時５０分
再開　午後７時５３分

安東議長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。はい総務課長。

総務課長　はい。お答えいたします。やり方が変わるのかという部分ではございますが、私は検査結果はもうまずは管理者に報告してくださいという命を受けて、命というかそういったことからですね、検査員にもお伝えしたということでございます。で、検査の内容につき

ましてはですね。今、検査員とも話しましたが、局部的にはですね。検査員の判断がつかないような部分がありましたら、結果的な部分は、保留をするということは現実的にはあり得るというふうには聞きました。以上でございます。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　今答弁したことが、指示がなくっての話だったら、その答弁は成り立つ話なんですよ。指示があってそういうふうになったら、それは順番がおかしいですよね。だって、そんな不当な指示を出しちゃいけないんですよ。検査、検査結果を出す前に公表する前に。不当な指示ですよ。これは。ちょっと埒が明かないとこがあるんで、正副管理者でも、その電話が残ってるということなので、ぜひ確認してもらって、やりとりを確認していただいて、これが不適当なのか。不当なのか、不当じゃないのか。これが当たり前の指示なのかどうかを、正副管理者でしっかり判断して、議会に速やかに報告していただきたいと思います。年明け早々、臨時会を開いてでも。これはゆゆしき問題ですので、速やかに臨時議会を招集して、報告を求めたいと思います。答弁はできんね。これね。事務局長、いいですか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　はい。お答えします。臨時会を開催ということでありますけれども、日程調整、整い次第そのような方向でしたいと思います。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。管理者、このように検査結果は検査員が出すんです。で、報告をします。決裁を正副管理者で話して、決裁権者は管理者佐々木管理者ですんで、それはもちろん決裁がいる。必要でしょう。でもその現場の検査は、検査官が判断しなきゃ誰がするんですかっていうことなんです。だから、検査員が出すんですよ。合否を。理解いただけたと思います。はい。それでは、日程調整していただけるということで、次の質問に移りたいと思います。3項目めですけども。現段階では、標準型総合評価と一般競争入札ということでございますけども。その入札資格に対して、設計施工した特定のプラントメーカー、いわゆる内海さんですよね。入札資格ありとするような議論があるんですか。今現在。するか、入札資格があるかどうかっていうことを議論してるんですか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長、加来守君。

事務局長　お答えします。現段階では、そういった議論には行っていません。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　わかりました。これまで私含めて4人の一般質問等で様々な事案、事実が明らかになったように、少なくとも西大堀地地区の西大

	堀、周辺地区、宇佐市民、工期すら守れない。1度や2度では、ないですよ。今回3度目なんですね。ましてや、96t燃やせないものを引き取らせようとする事業者に対して、信頼はゼロに等しいですよ。なもん、地元も含めて議会も納得できるわけありません。その辺はしっかり、この議会を、議会でのやりとりは、事実関係把握しっかりされたと思いますので、今後の正副管理者会議等の中で、しっかり議論していただきたいと思います。このプラント建設、立地地区との関係、この議会、何一つうまくいってないんですよ。現状では。最初に吉田議員の質問のときあったように、今後スムーズにいくためにと、スムーズにいってないんですよ。この現状に対して、改めて正管理者としての責任。組織のトップとしての責任のとり方、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。
安東議長	辛島議員。3名に聞くわけ。
辛島議員	正管理者だけ。
安東議長	世管理者だけでいい。はい。正管理者、佐々木敏夫君。
佐々木管理者	辛島議員。もう一遍、質問の内容。
辛島議員	はい。
安東議長	辛島光司君。
辛島議員	プラント建設、立地地区との関係、広域議会、何一つ今現状うまくいってないっていうことが今日の一般質問を通して、はっきりしたと思いますけども。今の現状に対して、改めて正管理者として、組織のトップとしての責任のとり方どのように考えているのか、お伺いいたします。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　今までの入札問題でしっくりいってないというのは、私が誕生した時、プロポーザルの提案をして。それから、今のプラントメーカーの排除をするという、こういう論法で、今現在きて。そして今、竣工にあたってのトラブルを活用して、意気軒昂にいっておりますけれども、根本的な内容について。

（ブザー音あり）

佐々木管理者　いいんですか。はい。

安東議長　答弁まで、ほな聞いてもらおう。

佐々木管理者　そういうことであることと、私は本当に安心安全を担保するためにということで議論を。また排除の論理からいくと、日本全国プラント事業して、プラントメーカーが指名に入ってない。入札に入ってないというのは、全国にほｔど例がないに等しい。こういうことを主張することが、もめる原因になっております。そこは、もう少し地域住民のことを考えて、安心安全をベースに。いやそういうことが原因なんで、そこを理解していただかないと。

安東議長　もう時間になりましたので、はい、どうぞ。はい。管理者時間になりました。はい。大変ご苦労でございました。以上で、すべての答弁は終わりましたので、これにて一般質問を終結いたします。

日程第7、これより議案審議に入ります。議第24号、令和7年度、宇佐高田国東広域事務組合会計補正予算、括弧3号について

を議題といたします。これより質疑に入ります。ただいまのところ、発言通告書の提出はございません。質疑ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と答える声あり）

討論なしと認めます討論を終結いたします。これより議第24号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案の通り可決されました。次に、議第25号、令和6年度宇佐高田国東広域事務組合会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ただいまのところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と答える声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより議第25号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、第25号は原案の通り認定されました。以上をもちまして本定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしましたので、令和7年12月第5回宇佐高田国東広域事務組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労でございました。

午後８時０４分

以上、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和７年12月25日

議　　長　　安東　正洋

署名議員　　丸小野　宣康

署名議員　　水脇　純一